

議 事 日 程 (第 5 号)

平成23年9月16日(金曜日) 午前10時 開議(決算審査特別委員会)

日程第 1 ※決算審査特別委員会

- 議第69号 平成22年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について
認第 1号 平成22年度遊佐町一般会計歳入歳出決算
認第 2号 平成22年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認第 3号 平成22年度遊佐町老人保健特別会計歳入歳出決算
認第 4号 平成22年度遊佐町簡易水道特別会計歳入歳出決算
認第 5号 平成22年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
認第 6号 平成22年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算
認第 7号 平成22年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算
認第 8号 平成22年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認第 9号 平成22年度遊佐町水道事業会計決算

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 13名

出席委員 13名

1番	筒井義昭君	2番	高橋久一君
3番	高橋透君	4番	土門勝子君
5番	赤塚英一君	6番	阿部満吉君
7番	佐藤智則君	8番	高橋冠治君
9番	土門治明君	10番	斎藤弥志夫君
11番	堀満弥君	12番	那須良太君
13番	伊藤マツ子君		

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	堀 田 堅 志 君
総 務 課 長	本 宮 茂 樹 君	企 画 課 長	村 井 仁 君
産 業 課 長	佐 藤 源 市 君	地 域 生 活 課 長	池 田 与 四 也 君
健 康 福 祉 課 長	東 海 林 和 夫 君	町 民 課 長	渡 会 隆 志 君
会 計 管 理 者	本 間 康 弘 君	教 育 委 員 長	佐 藤 多 嘉 子 君
		教 育 委 員 会	
教 育 長	那 須 栄 一 君	教 育 課 長	菅 原 聡 君
		選 挙 管 理 委 員 会	
農 業 委 員 会 会 長	阿 部 一 彰 君	委 員 長	尾 形 克 君
代 表 監 査 委 員	高 橋 勤 一 君		

☆

出席した事務局職員

局 長 小 林 栄 一 次 長 今 野 信 雄 書 記 斎 藤 浩 一

☆

決算審査特別委員会

委員長（高橋久一君） おはようございます。ただいまより決算審査特別委員会を開きます。

（午前10時）

委員長（高橋久一君） 本日の委員の出席状況は、全員出席であります。

なお、説明員としては町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

これより本日の議事日程により延会前に引き続き決算の審査を行いますが、質疑に際しましては簡明
をお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

直ちに審査に入ります。

1 番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君） おはようございます。私のほうからも決算に関しまして質問したいと思いま
す。

まずは、総務課のほうへ。24ページ、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、節、需用費、備考として光熱水費581万5,770円が支出されております。この光熱水費、平成20年度決算では515万3,140円、平成21年度決算では556万6,167円、毎年増加傾向にあります。平成21年度決算時には、防災センターの冷暖熱効率が低かったことにより予想外の支出が生じたためとの説明でありましたが、今回の22年度における対前年度比、光熱費24万9,603円の支出増の原因についてお伺いいたします。

委員長（高橋久一君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） おはようございます。お答えをいたします。

委員ご指摘のとおりこの節から支出されております光熱水費、20年度、21年度、22年度と増加している状況でございます。この節からの支出につきましては、役場の水道料、電気料、それから防災センターの水道料、電気料、こういったものが支出されてございます。昨年までは、会議センター部分一部、これは合算になってございますが、支出されてございます。そういった中で、増加している状況についての要因というご質問ございました。21年度から22年度にかけては、ご案内のように防災センターの完成に伴いまして、別棟で展開してございました健康管理センター部分含めて新たに加わったということが大きな要因の一つになろうかなと考えてございます。22年度については、会議センターの解体もございましたので、当然減ることが自然であるというふうに思いますが、逆にふえているというふうな状況になってございます。振り返ってみますと、22年度大変な猛暑でございました。また、冬期間は大変な豪雪というような状況の中でこのような結果になっているのかなというふうに推察をいたしているところでございます。加えまして、この3カ年間ににつきましては原油価格の変動に伴いまして、電気料金のほうの変動もその要因に大きく関わっているという状況は多少なりともございます。しかしながら、個々での部分についてはこのような状況でございまして、役場全体の光熱水費を見ますと、20年度から21年度にかけては役場全体の光熱水費の額で決算額で250万円ほど減っていると。ただ、逆にやっぱり22年度は40万円ほどふえているという結果になっています。先ほど申し上げた猛暑、それから豪雪等の気象状況が大きく影響しているのかなというふうに分析しているところでございます。

委員長（高橋久一君） 1番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君） 確かに平成22年度は、春はいつまでも寒く、夏は残暑が厳しく、冬は豪雪と寒い日が続いたまさに厳しい年でありました。原油高による影響もあったと思いますが、エコや省エネが推進されている今の時代にあって、年々光熱水費が増加傾向にあることは余り思わしいことではないかと思っております。

先日的一般質問の際も話しましたが、当役場庁舎内の7月の電気の使用料が前年度比に対して30%ぐらい減になっている。これは、国、県、有事というか、震災もあったということもあり、一生懸命指導もあり、そして町の職員も真剣に節電というものに対して取り組まれた結果が30%減という数字になったのだと思います。これからも7月、8月に取り組まれた省エネ、節電の意識をぜひ継続していただいて、のど元過ぎれば熱さ忘れるということがないように真剣に省エネと節電というものに取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、総務課長、いかがでしょうか。

委員長（高橋久一君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答えを申し上げます。

今まさに一般質問等でもありましたように、自然エネルギーの有効活用含めて、それからもう一つの大きな柱として省エネルギー、節電という取り組み、これが社会全体で取り組まなければならない求められているものであるというふうに認識してございます。今年度に入りまして、委員おっしゃられたようにしまして、私ども遊佐町役場は大型、大口事業者ではありませんが、社会的な責任を担っている公共施設といたしまして積極的に取り組みをさせていただきました。その結果、今もCナビで毎月状況を報告しているのですが、7月では41.3%、8月では33%、9月では45%というような減という結果を生んでございます。筒井委員から、何だ、やればできるではないかと励ましのお言葉をいただきそうですが、これからも気を引き締めて、やはり社会の趨勢の中で省エネルギー、節電というのは大切な要素になっていくと肝に銘じております。今後とも事業所としての役場で取り組みを進めてまいりたいと思っております。

委員長（高橋久一君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） そうです。エネルギー施策というのは、原子力と、それに化石燃料とクリーンエネルギーともう一つの大きい柱が省エネだと言われております。原子力も化石燃料による発電もクリーンエネルギーも大変な費用がかかる。しかし、省エネルギーというのは指一本でできるのだとある本に書いてありました。その指一本を動かすのは、省エネの意識なのだと。ぜひ今後とも真剣に取り組んでいていただきたいと思っております。

次に移らせていただきます。15ページ、款、寄附金、項、寄附金、目、一般寄附金、節、一般寄附金、備考、地震災害等寄附金102万円が計上されております。支出に関しては、74ページから76ページ、款、消防費、項、消防費、目、災害対策費、これは額が大きいので、2,772万9,304円、この中に地震災害のときに住民の個人、そして団体から寄せられた102万円が含まれているのだと思っております。この102万円、詳しいことはお聞きませんが、寄附の内訳を説明していただくとともに、この災害対策費に組み込まれたところの102万円の寄附金がどのような災害対策に支出されたのか説明願います。

委員長（高橋久一君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答えを申し上げます。

地震災害等寄附金として102万円の歳入を見てございます。個々の部分につきましては、1団体といえますか、1つの会社、それから個人的に4名の方からご寄附をいただいたものでございます。町の寄附につきましては、基本的に当初日赤の遊佐支部を通しての取り扱いを想定しておりました。しかしながら、遊佐町に避難している方への支援、それから遊佐町が直接行う被災地支援活動に役立ててほしいというような思いで寄附をされた方ございました。その方については、日赤遊佐支部のほうを通じての寄附ではなくて、町として寄附を受け付けをさせていただいたと、そういう寄附者の思いを尊重させていただいたというところでございます。

そういった中で、どういうところに活用をとということでございましたが、委員先ほど申されましたように災害対策経費の中で支出させていただいた金額に充当をさせていただきました。この災害対策経費については、500万円の予備費のうち286万円を充用させていただきましたが、結果としては182万円ほどを支出してございます。その支出の主な内容は、南三陸町への応急給水派遣、それから兄弟町であ

りました大崎市鳴子総合支所への支援用ガソリン、灯油等の支援、それから町では西浜セミナーハウス、それから漁村センターを公式の避難所として開設をさせていただきました。その支援に係る経費、具体的には日々の食料品から小さなお子さんの粉ミルクまで支援をさせていただきました。それから、もう一つ、大崎市鳴子総合支所へは町長、議長、消防団長ともどもお見舞いを申し上げながらお米を届けさせていただきました。そういった経費に主に充てさせていただいてございます。さらには、町内に避難されている方含めて、セミナーハウス等避難された方についてもあぼん西浜への入浴のための経費の支払い、これをさせていただいたところであります。

以上であります。

委員長（高橋久一君） 1 番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君） 支出のほうに確かに南三陸町への給水支援、大崎市に対する燃料費等の支援、そして遊佐町に避難されてきた方々に対する救援物資、そして応援入浴事業のほうに支出されたという説明で理解できるのですが、3月の29日の議会あった際に寄附金が災害対策費として充当されるのだというような明確なご説明がなかったものですから、私非常に心配したわけです。この災害対策費を決算書で見ると、予備費からも大分充当されております。この102万円は、いわゆる純粋な形の災害者、被災者に対する寄附金というような形であったほうがよりよかったのではないかと、そして災害対策支援に関しては、町の一般会計予算から出されたほうがよかったのではないかなと私思ったわけです。しかし、これが寄附者による要望により災害対策費に回されたのだというようなご説明だったので、納得いったわけですが、補正予算書なども見ましても寄附金と同額が一般財源から差しかえられている。50万円、3月の29日の補正予算で寄附金から50万円入った分が一般会計から引かれているというような予算措置がなされているので、もう少し町が本当に一般財源からも大きく支出した上でこの災害対策、そして被災者に対する支援事業がなされればよかったのではないかなとは思いますが、今説明、寄附者の要望によってそのような措置がとられたのだということで納得しました。

次に移らせていただきます。33ページ、款、総務費、項、選挙費、目、選挙啓発費、節、報償費、備考として事業協力謝礼1万5,000円とあります。この報償費は、選挙啓発事業開催時における事業協力謝礼と思いますが、投票率がなかなか上がらない現況下において、選挙啓発という大切な事業は本当に重要なことであると思います。しかし、当初予算5万円の中から支出されたのが1万5,000円でありませう。そこで、私は選挙管理委員会委員長を務められ、22年度においては投票所の削減とポスター掲示場所の大幅削減という大改革に尽力された尾形選挙管理委員会委員長にこれからの地方選挙と投票率向上と選挙啓発活動のあり方に対し、豊富な経験をお持ちの尾形委員長からこれからの選挙啓発活動に対する思いをお聞かせいただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

委員長（高橋久一君） 尾形選挙管理委員会委員長。

選管委員長（尾形 克君） お答えを申し上げます。

まず、投票区の見直しにつきましては、多くの方々からご理解をいただきまして、今年の4月の山形県議会選挙及び6月の皆様方の遊佐議会選挙より、これまでの18投票区から7投票区に変更して執行させていただいたところでございます。選挙管理委員会といたしましては、おかげさまで幸いにして大きなトラブルもなく、執行することができたととらえておりますが、この2つの選挙結果を踏まえまし

て、次の選挙に処するためにも、すべての課題について検証を加えさせていただいたところでもございます。

ご指摘のように投票率につきましては、皆さんご承知のとおり県議選では2.97%、町議選では12.72%前回の選挙に比べまして減少となっております。選挙における投票率につきましては、各選挙ごとの有権者の関心度によりまして多少の変動はございますけれども、今回の投票区の変更によることも要因の一つになることだというふうに委員会でも理解はしております。総じてすべての年代層で投票率が低下しておりますけれども、今回も特に20歳代から40歳代までの若い世代での投票率が著しく低下しておることに対しましては、委員会としても大変心配しておるところでございます。一方で、期日前投票制度を利用される方は、選挙を重ねるごとに多くなっておりまして、町議選の4日間で2,508人ほどの皆さんがこの制度を利用しておられることとなります。最近、県内の他市町村の選挙におきましても投票率は低下をしておりますことを考えますと、選挙に関する関心度を上げるためにも改めて県の選挙管理委員会や明るい選挙推進委員会など、そうした組織と連携をしながら、大勢の皆さんのお力添えをいただきながら、地道ではございますが、地道な活動になるかと思っておりますけれども、啓発、啓蒙に努めていくのが、忍耐の要ることでございますけれども、大切なことだとも考えております。選挙管理委員会にとりまして、公正、適正な明るい選挙を執行するための投票環境の改善、あるいは有権者への投票参加を呼びかけますことは、即投票率の向上にもつながることでございますので、これから先も委員会にとりましては永遠の課題でもございますし、これと対峙しながら、細心の注意を払いながら対峙していくこととなりますので、皆様方からもよろしくご指導賜りますようお願いをして、答弁いたします。ありがとうございます。

委員長（高橋久一君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） 尾形選挙管理委員長におかれましては、今月をもって選挙管理委員を勇退されるとお聞きいたしております。長年のご努力に感謝申し上げますとともに、地域の大先輩としてこれからもご教授いただけますことを心よりお願い申し上げます。本当にご苦労さまでございました。

次、企画課のほうに質問させていただきます。29ページ、総務費、総務管理費、目、企画費、節、負担金補助及び交付金、備考、きらきら遊佐マイタウン事業補助金488万7,000円ほどが支出されております。このきらきら遊佐マイタウン事業補助金、ここ四、五年は300万円をめどに支出されてきた補助事業であると認識しております。確かに集落公民館建設や改修事業が華やかかりしころは、1,000万円を超える補助事業であった時代もありました。22年度において300万円を超える事業になった事業内容の説明をお願いいたします。行政報告書にも記載されておりますので、手短にお願いたします。

委員長（高橋久一君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

きらきら遊佐マイタウン事業の平成21年度事業実績については、行政報告書のとおりでございます。関連で300万円という予算の設定を超える状況でございますが、平成18年度に今の新しい要綱になりましたから、18年度、19年度を除いて毎年300万円を超えているという状況でございます。その平均は305万円ということになっております。昨年度、22年度のマイタウン事業で488万7,000円ということになりましたけれども、大体300万円を超える場合はハード事業の、特に集落公民館の建設にかかわ

る150万円上限の助成が決定されますと、それまず予算の半分を支出しなければいけないということになりまして、その場合だとほとんどの場合300万円を超えるというふうなことがこれまでの例としてなっている状況でございます。

以上です。

委員長（高橋久一君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） 確かに昨年度、上吉出地区の公民館建設に対して150万円ほど補助されております。そして、蕨岡地区や吹浦地区においてもメモリアルな補助事業が開催されました。その中でも特筆すべき事業は、調査研究事業としてメジカ調査研究連携交流事業に支出されたことではないかと思っております。まことに有意義な調査研究事業であったと町長からも何度かお聞きいたしております。このきらきら遊佐マイタウン事業が実施されてから、研修、調査研究事業に補助された事業は過去にあったのかなかったのかお尋ねいたします。

委員長（高橋久一君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

まず、調査研究事業として採択をされた事業についてでございますが、過去調査研究については3件調べますとありました。平成13年度に1件、14年度に1件、ここはいきいき遊佐マイタウンということで多少要項が違いますけれども、20年度に1件、それぞれ調査研究事業として採択をされている例がございます。ただし、これはいわゆる研修に行くという形での調査研究ではなくて、地元での調査研究活動というのが3件の内訳でございます。

以上です。

委員長（高橋久一君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） これ21年度と22年度の補助事業の内訳を見ますと、21年度はハード事業、俗に言う公民館建設、公民館改修、そして水回りの公共下水道化、これがハード事業であるのかと思っております。そして、ソフト事業が3件でありました。平成22年度の事業内訳を見ますと、はっきりとハード事業だと思われるのが3件、そして公民館の敷地に掲示板を立てるとか、そういうふうにはソフトとハード若干含まれたような事業が5件、そしてソフト事業とはっきりと言えるようなものが5件であります。そうすると、ソフト事業が非常に多く支出された22年度においては、この事業、きらきら遊佐マイタウン補助事業の対象事業というのは、調べますと5つほどあります。コミュニティー事業、これは公民館の建設、改修、掲示板等に当たるものだと思っております。2の郷土文化、伝統芸能保存事業、こちらは民俗芸能やさまざまないわゆる文化事業をなされている方に対する、はんでんとか太鼓とか、そういうものに充てられる事業であるかと思えます。3が特産品開発事業、4がイベント開催事業、5が研修、調査研究事業、この5つであります。ハード事業というのは、いわゆる結果がしっかりと見える、そしていかにその補助事業を使って改善されたのかしっかりと見ることができずけれども、ソフト事業、俗に言うイベントに対する補助事業と調査研究事業に対する補助事業というのは、なかなか目に見えるものではございません。そして、その事業によってどれだけの成果があったのかということもなかなか検証しづらい事業であります。そういう意味において、イベントを開催するとか調査研究事業、いわゆる視察も含めた上での事業に対する補助事業の認定、判定が問われるのでは

ないかなと、事業をやる前にもう判定基準みたいなものがやはり必要になってきているのではないかなと思いますけれども、認定基準についていかに明確にするお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

委員長（高橋久一君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

ハード事業とソフト事業の認定に関しましては、今委員おっしゃったように形が残るもの、それから残らないものがございますので、あらゆる補助事業がそうでありますけれども、必ずしも計画どおりに執行されるというわけではございません。したがって、今きらきら遊佐マイタウン事業では対象団体の選定要綱というのを別に持っております。それは、単にマイタウン事業の実施要綱とは違まして、こういう内容のものについて対象にするということで選定の基準というのをその中で設けておまして、その中は3つになっております。1つは、町の将来的な課題である若者の定住と長寿社会に向けた世代間の交流や環境問題を積極的に推進できるものであると。それから、2点目は、参加と協働の町づくりを推進するため、町民みずからが積極的な熱意と姿勢を持って地域のコミュニティーの育成と活性化に資するものであること。3点目が事業が単発の事業で終わることなく将来に広がりのある地域づくりが期待できることというふうに、この3つの大きな選定基準のもとに審査会を開催しまして、その中で決定をしているというふうなことでございます。いずれにしてもその事業が終わった後に、ソフト事業であれば事業の進捗状況の写真、あるいは記録、報告書、こういったものを添付をして、補助金の申請書の提出をお願いしておりますし、ハードについては現場での確認、物を購入した場合は品番の確認等を私も直接行ってしているところでございます。こういったことを基準にしながら、あと実施要綱の中で委員おっしゃいました5点、これは主にソフトの部分でございしますが、この内容に該当するかどうかということを厳密に審査をし、審査が不調の場合、例えばこういう審査会の中で疑問になった点などは再度補助金を要望している団体責任者に問い合わせをし、それをもって再度審査会を開く、あるいは持ち回りで審査会を開くということにして事業内容の可否を決定しているという内容になってございます。

以上でございます。

委員長（高橋久一君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） この研修、そして調査事業、俗に言う先進地視察であったり、交流事業であったりすることにきらきら遊佐マイタウン事業が使えるのだとなると、やはり自分たちも使いたいと思う団体もこれからふえてくるのだと思います。ハード事業においては、集落の公民館を改修したり、建築したりすることにより、集落の基盤である、拠点である公民館をきちんとすることによって集落を町が支えるという大きな役割を果たしていくものだと思いますし、イベント事業の開催と研修視察事業というのは、人間を育てていく面での事業であるのかなと思います。そういう意味では、これからも多くの要望がなされると思う。そして、きらきら遊佐マイタウン事業を使って、遊佐町に住む、産業に携わる人たちが先進地や交流事業を展開することによって人間が育っていく。そして、生産に対する意欲が育っていく。若者に関しては、遊佐を元気にしていこうと思う思いが強まっていく。そういう意味では非常にいい事業だと思うのですけれども、やはり判定、認定基準がしっかりとしないとこれはばらまきになってしまう。そういう意味では、判定、認定基準をしっかりと築き上げた上で認定し、そして補助するというような形にしていただきたいと思います。と思っております。

次の項に移らせていただきます。15ページ、款、財産収入、項、財産運用収入、目、利子及び配当金、節、配当金、備考、遊佐町総合交流促進施設株式会社配当金50万円ほど計上されております。昨年度は、この配当金100万円だったのではないかなと思います。本年度は50万円。そして、先日の7月に総合交流促進施設株式会社の方から22年度の決算状況をお聞かせいただいたところ、赤字決算であるために23年度に町に入る配当金は多分ゼロになるのではないかなと思っております。

そこで、遊佐町総合交流促進施設株式会社の22年度決算についてお伺いします。7月の報告によれば、地デジに対応すべく78台の地デジテレビを5年間リースで600万円という契約がなされている。1台当たり割ってみると7万6,923円です。5年間のテレビのリースが1台当たり7万6,923円、これを安いとお考えか、高いとお思いか、所見を伺います。

委員長（高橋久一君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） 烏海温泉遊楽里関係について私のほうで指定管理をしておる関係上、私のほうからお話をさせていただきます。

リース物件の価格と単品で購入したときの価格がどちらが高いかということは、単にそのときの価格だけではなくて、その物品が最終的に償却をされるまでの間の通算するコスト、これらを考慮して判断をするということになるかと思えます。今回のテレビの購入については、会社のほうでリース物件ということで判断をして購入をしているわけですが、単品で購入をした場合、単年度での備品にかかわるコストがはね上がるということもございまして、そういう判断のもとにリースをしたのではないかなというふうに思えます。最終的なコストが幾らになるかということについては、最後テレビを償却してどこまでそのテレビが使えるかということにもかかわってくるのではないかなというふうなことで、必ずしも表面的な金額だけで判断をするということにはならないのではないかなというふうに思っております。

以上です。

委員長（高橋久一君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） 何か必ずしも判断し切れるものではないというような話でありますけれども、私は高いと思います。庶民感覚で考えれば、きょう朝遊楽里のほうにお伺いしてどのようなテレビを導入したのだとまずは尋ねてみました。大きい部屋に置くものは42型であり、普通の宿泊室に、部屋に置くやつは26型であるという話でした。これ庶民感覚、私なんかの考えからいえば、1台購入したとしても32型のテレビを買うのだったら4万円も出せば買える時代になっているのです。78台も購入したとしたら、交渉次第ではもっと値切れるはずですが、交渉上手な13番委員でしたら、3万円ぐらいまで値切って購入してくるのではないかなと思っております。もし3万円で購入したら、78台買って来たとしても総額234万円です。ところが、5年間78台のテレビをレンタルするのに600万円支出しているわけです。5年たったら、リースなどでは5年間そのリース料を払うと、テレビだとか車なんかでもありません。5年間リース料を払っていると差額を払うだけで5年後には自分のものになるというリースの契約のされ方もあるのでしょうかけれども、そうでもないみたいなのです。そうすると、民間と経営意識のギャップというのが大きいのではないかなと。これ民間企業だったらこういうふうなことというのはないのではないかなと思っています。私米屋なので、いわゆる10キロの米一括で3,000円で買うのがしんど

いから、毎日毎食、毎食コンビニに御飯を買いに行った。150円ずつ毎食、毎食買いに行ったというようなものに限りなく近いなという感じがするのです。たとえ指定管理団体であったとしても、町は遊佐町総合交流促進施設株式会社の発行株数の半分を所有している。指定管理団体の会計については、余り議会で討論すべきではないとおっしゃる方もいる。しかし、遊佐町総合交流促進施設株式会社の代表取締役は町長です。経営に関しての責任者でもあるのではないかなと思います。このような民間企業との経営意識の違いをいかにお考えか、町長にお尋ねします。

委員長（高橋久一君） 時田町長。

町長（時田博機君） テレビの台数だけの今議論しています。実は、あれには配線自体も全部変えなければならぬという配線工事も含めた形の金額ということをまずご理解お願いしなければならぬと思っています。それから、単品だけがいっぱい集まっただけではテレビは映りません。配線も一緒に取りかえていただかなければ、地デジですから、そこらも含めて実は総合交流促進施設株式会社では町内の電気店に対して入札を行った結果でございます。入札をして一番安いところに、2つ分けました。遊楽里本体と、あとは周辺施設と、そんな形で入札行為をして、3社からやっていただいて、その中で一番安いところに決定をさせていただいたという経緯がございます。また、リースにつきましては、遊佐町総合交流促進施設株式会社の株主であります荘内銀行と、それからきらやか銀行さん、どちらもそっちの系統のリースでぎりぎり一番安い方法で、会社の負担にならない形での契約をお願いしているという現状でございます。単品が幾らだから、今の値段が幾らだからではなくて、去年のうちに準備をしなければならぬ。その当時の値段、そして入札行為が、決して1台当たり高い値段のものが不当に我が町の出資している会社に入ったということではございません。特に競争入札という形で町内の業者から入札参加をお願いして設備をしたということも間違いのない事実でありますので、ここに任意で取引して幾らで入れてくださいよという商取引は株式会社では行っておりませんので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、これ例えば町のものだから、町で全部買いそろえよという話もあったのですが、私も、私はそういうものは、お客さんに提供する部屋の中にあるものは、株式会社の中でリースで苦しくとも払っていかなければ、それを全部更新する際には町民の皆様の税金でテレビを買いかえたら、何だ、全部役場におんぶにだっこではないかと言われることが大変心苦しかったと、町民の皆様に、そんな意味で株式会社のほうでリース契約をさせていただいたということでございます。

（何事か声あり）

町長（時田博機君） リース後には、リース契約というのは中身ございますので、それぞれが5年間やったら、今の契約でいくと5年間やったら残りの単価で買えるという、そういう契約ではないと思っています。今の契約では、契約はいつまでも契約。例えば5年したら10分の1の値段になりますよとかって、そんな契約で、今のリース契約、商取引では契約期限満了後に個人のものとか会社のものになるという契約は、多分なっていないと思います。それは、10分の1ぐらいでの残存価値が存続していく契約ではないかと思っています。

委員長（高橋久一君） 1番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君） 5年後の契約内容いかになるのかなときょうお聞きしました。町長答弁のとおり5年後からはリース料が10分の1。ですから、今、月10万円ずつ支出されている、支払われているものが5年経過すると10分の1ですから、1万円。だけれども、これどうも総合交流促進施設株式会社から7月の段階で説明受けたときにこんげ高きゃあのおうと思ったものですから、きょう質問させていただきました。これは、やっぱり何度も言われることなのですけれども、民間企業の感覚でぜひ総合交流促進施設株式会社の経営していただきたい。時田町長、そこら辺はうんとわかっていて、そして民間感覚を導入していらっしゃるというのわかります。入札業者に関しても前のようにがちがちだったのを門戸を広げて、そして遊佐町の業者に対して門戸を開いてくれてきたことも十分わかっておりますので、ぜひこれはやっぱり第三セクター気分で物事を進められる時代ではなくなったのだということ踏まえた上で進めていただきたいなと思っております。

残余の時間若干ありますので、総括という形で質問させていただきます。意見も述べさせていただきます。決算資料を見ますと、大変遊佐町の財政の健全化はなされてきております。ある意味で特別会計やそちらのほうで爆弾を抱えている部分もあるわけですが、財政指標からいくと改善されてきている。俗に言う借金と言われる町債残高も減っている。そして、基金の積み立てもある程度順調に進められている。数字的には、大変好ましい状況になってきているのではないかなと思いますけれども、菅首相が就任したときに所信表明演説で、いわゆる不幸だと思っている人を少なくすることが自分の役目なのだというようなお話をされていたことがありました。ある意味で感動したのですけれども、町が、行政が担わなければいけないのは町民の幸福度を上げることです。そのためには、幸福な人間の水準を高めることも必要なことなのでしょうけれども、やはり不幸であると思っている町民を救ってあげる、それも重要な、そちらのほうが必要なことなのだと思います。ぜひ財政の健全化だけ目指すのではなく、もう少し弱者のほうを見た上で行政運営を、予算組みを来年度に向けて取り組まれることを切に提言させていただきまして、私の決算に対する質問とさせていただきます。町長、その件に関して答弁いただいて、終了といたします。

委員長（高橋久一君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私は、後ろ向きでなくて前向きでありたいと。とにかく町民が元気で生き生きしてほしい、そんな最前線を担う市町村としては、町民の幸せの追求のために頑張ってもらいたい。時には必要な財政出動もそれはやらなければならないと思っています。財政的に、一般会計は確かに何とかいい格好に見せていますけれども、そこにある特会の下水道とか見れば、本当にまだまだ爆弾を抱えているという指摘はそのとおりだと思っておりますけれども、福祉の施策につきましては、昨年度の年度末、国の方針もあったのですけれども、県もあったのですけれども、肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン、そして子宮頸がんワクチンの接種について、公費助成という形で新しい方向踏み出すことができたということがまず1つ福祉的にはあったと思います。ただ、今どうやったら遊佐が、先ほど何回も申しています。住んでもらえる、住みたい町にしていくかということについては、なかなかこれまでセクションも持っていなかったし、やっぱりそれぞればらばらの施策の中でやり合っていたのかと。それももう少し一本化して、強力に遊佐に行きたいよと、遊佐に住みたいよと、やっぱり周りから見ても遊佐は

景色から自然から住み条件としてアズナンバーワン庄内でありたいなど、これを目がけて、目指して頑張っていてまいりたいと、このように思っています。

以上であります。

委員長（高橋久一君）　これで1番、筒井義昭委員の質問は終了いたしました。

12番、那須良太委員。

12番（那須良太君）　1番委員は、学生時代弁論のほう何か席おいたそうですので、なかなか雄弁者でありまして、私はここで一番の年配者でありまして、なかなかその辺は比較されると大変つらいところではありますが、私からも質問させていただきます。

まず、42ページの児童福祉施設費、13委託料、これは154万8,000円ほどでございますが、放課後児童クラブ事業となっています。これも大体事業内容のほうは見ていますが、今どのぐらいまたクラブ人数がふえているのか、その辺ちょっとお尋ねいたします。

委員長（高橋久一君）　東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君）　お答えいたします。

この22年度の決算時における放課後児童クラブ、これは22年度、1つふえまして2つの児童クラブになっているわけです。名称的には、1つはぽっかぽかクラブ、もう一つはあそぶ塾ということになっているわけですが、22年度はぽっかぽかのほうが登録は7名、あそぶ塾のほうは9名というような人数でございます。これが23年度、本年度でございますけれども、どうなっているかということですが、4月時点での登録、こちらのほうで把握している人数は、ぽっかぽかのほうが17人、あそぶ塾のほうは10人というように承知しております。

以上です。

委員長（高橋久一君）　12番、那須良太委員。

12番（那須良太君）　この間、二、三日になりますが、都会の関東のほうか関西かちょっと忘れてけれども、2歳児の女の子がたった3分車の中に置いただけで、きょうも600名の態勢で捜査しているという時代です。これは、今のとは関係はないのですが、やはり幼稚園もそうですが、学校終わってからうちに帰ってもだれもない家族が相当あると思うのです。そういう人方をまずどうこれからいい方向に、私何でこういうこと言うかという、非常にあるところに、たまり場にたまっている子供が、私見えているところあります。指導者というのはいないわけですので、子供だけですので、私方親から見ればやっぱりやっていけないような行為をしたり、例えばたばこを吸う人がいたり、そういうのも見えるのです。だから、ちゃんとしたそういう指導者がいてよしあしをはっきりできるような、やっぱりこれからの社会の子供としては私は一番大事なことだと思うのです。やっていいこと、悪いこと、これが小さいときから、三つ子の魂百までもという昔の言葉ありますが、まず本当に3歳から七、八歳までの年齢が一番人生で大事な方向性、人間として生きていく条件として一番大事なしつけだと思うのです。私しつけという漢字見たら身に美しいと書いてしつけだそうですので、なるほど、当て字としてもいい字だなと思って見えています。そういうことをまず1つ条件に考えると、やっぱり大事なことだと思います。

それで、私これにくっつけた発想をこれからちょっと申し上げます。きのう中央公園、あそこのところが非常に利用度が少ない、人が寄っていない、そういうような質問がありました。私も朝晩あそこ通っているのですが、確かにきれいで、トイレもきれいになっていますが、まだ利用者は少ないということです。そこで、公園は今のところ、これから要望によって進めていきたいというふうなお話ございました。今のところ入母屋もなければ、ある委員は日陰もないということでしたが、そのとおりだと思います。児童館、子供が雨降りなんか親と一緒に行って、憩いの場として、遊佐町にあるでしょうか。これは、ずっと前から、私若い年代から言われていましたが、今のところ私はゼロだと思います。遊樂里に行ってもどこに行っても、やはり子供連れで遊ぶ場ではないわけです。遊ぶというか、そういうところがない。唯一あるのは図書館ぐらいではないでしょうか。それもただ、無料でずっと子供連れで行って過ごすということでは都合が悪いのだらうと思います。そういうことで、今我が町の人口を見てやっぱり一番ここに住んでもらいたいのは若い世代であって、しかも子供をつくれる年代です。そういうところをしっかりとこれから取り入れてもらわないと、本当に地域としてはいい場所なのですが、余りそういう住民の暮らしとなるとやっぱり100点は上げられない今の現状だと思うので、この辺どのように考えているかお伺いいたします。

委員長（高橋久一君） 時田町長。

町長（時田博機君） 今那須委員のお話ししていたときに、ちょうど私も議会議員でしたので、今子供の誘拐の事件あったのは日地町でしたけれども、朝地町という、たしか大分、竹田のちっちゃい町に行ったときのことふと思い出しました。一緒にたしか那須委員と同じ研修だったと思いますけれども、やっぱり夕方まで子供が集えるところが1カ所あったと、町の中心部に。そして、年配の皆さんもそこには集いながらの施設があったということふと今思い出したところでした。まさに中央公園は、今まちづくり交付金事業、まち交という形で駅とか道路は確かにできました。その中で許容範囲内の面積で公園を準備したというのが今の中央公園だと思っています。あの面積のものがどうなのか、それから何も日陰になるものもないという形。そして、ゲートボールの皆さんは一生懸命あそこで今、かつてあそこゲートボール場あったので、遊んでというか、ゲームをしていただいたりしているのですけれども、なかなか専用には活用もできないという、まだ会計検査も終わっていないのかなと思っています。ただ、今委員のご指摘の、かつて町としては中央児童館構想というのはあったのですけれども、財政的な面で何とか断念したという経過、多分プロポーサルまでやって、構想までは業者に求めたやに伺ってありました。私も先日の一般質問の答弁の中で、子供センターみたいなものが町の真ん中があれば、それらがしっかりと補完し合って、中央公園と補完し合って、一年中子供が集える場所があればいいのかな、そんな思いをなお一層深くしたところであります。かつて小野寺町長は、遊佐町は全部町じゅうが公園ださげ、公園は要らねあだという、そんなちょっと発言もこの場でなさっていましたけれども、考えてみれば八幡の舞鶴公園、まさに歴代の町長が心血を注いで何代にもわたって、価値の何もないぼんでじ山、菩提寺山を、あのエリアをしっかりと整備した、これに倣うべきではないかと逆に議場で提案したのがその当時議員の私の話でありました。やっぱりつくってそれで終わりではなくて、では住んでもらえるためには町としてどのようなものが不足しているのか。それは、児童館でありましようし、児童館がああ中央公園の付近にあったら、また若い世代の子育てというところには大きなインパクト、インセ

ンティブを与えることができるでありましょうし、また都市計画税も課税停止をさせていただきました。やっぱり若い世代に住んでもらえるということは、負担も実は地価も安いということが願いなのですけれども、我が町はなかなか地価の関係で安い、安価な住宅の提供という形は、砂越の辺からは大きくおくれをとってきた現状がございます。それらもしっかりと想定をしながら新たな元町の活性化のための施策を準備しなければならない、そんな時期に来ていると、そのように思っています。

委員長（高橋久一君） 12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） 若い世代にアンケートでもっていただければわかると思うのですが、本当に酒田に行っても、酒田も余りないのです、子供行くところというのは。大体まず南ジャスコのゲームセンターのあるところに物すごい数の親子が集まっておりますが、あと三川に行くと、三川のほうはゲームセンターも100円規模になってしまうのです。すると、もう1回やると100円がカタカタ落ちるので、酒田のほうはコインでやっていますので、結構やっぱりちっちゃい子供、500円か1,000円でずっと遊んでいます。コイン出てきて、またそれでやっているの、そういう何かかけごとみたいな感じ、私方の若いころのかけごとみたいな感じですが、そういうのではなくて遊佐は遊佐でやっぱりしっかりした健全な、弁当びらきもできるような、そのような施設をちゃんとつくってもらえば、今地域の安全な場所は遊佐はよそからは絶対劣らない場所だと思いますが、これから後でも質問しますが、そういう面でやっぱり遊佐に住みたいという、先ほど町長の答弁ありましたが、全くそのとおりだと思いますので、そういうのを余りお金かけないでいい町になるような施策をこれから皆さんとともに、私も考えあれば提言しますが、それをやってもらえればありがたいと思います。この項は、私これで終わりますが、答弁あればお願いします。

委員長（高橋久一君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） お答えいたします。

今委員おっしゃられたことは、ここ2年前ぐらいからの、いわゆる町政座談会、そういったところに出ましても、若いお母さん方から一定要望をいただいたというような経緯もございます。ご質問の中にありましたように、他市町村と比べて間違いなくあるなしでいくとないのがいわゆる室内の遊具等をそろえた、そういう場所というのは確かに遊佐町現時点ではございません。もちろん単に遊び場だけということではなくして、ファミリーサポートセンター的な、そういう機能を、あるいは今遊佐保育園に併設になっている子育て支援センター、それらの機能を兼ね備えたようなという、構想的には建物を考えるという場合にはそういった構想にはなっていくのでしようけれども、今町長が申し上げましたようにそういう時期に来ているというふうなことで、係のほうも酒田の中町にある施設なり、あるいは鶴岡なり、さらには人口規模的にはより小さい当町と、当町よりは若干多いですけれども、一番比較的新しく建てられたということで尾花沢のたしか通称A B E S Aという名前をつけたという施設があるのですが、そういったところにも視察に行きながら、その辺の構想について検討を開始しているところでございます。

以上です。

委員長（高橋久一君） 12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） 次のページですが、63ページ、観光施設周辺、観光施設のほうで環境整備事業580万円ありますが、これは13節のほうに載っています。これちょっと遊楽里の先ほど話が出ましたが、前のほうの芝はちゃんときれいになっていますが、私去年からことしにかけて何回か行った時点で、駐車場に歩く通路のわきの建物わきの辺が草ぼうぼうでありました。やはり前町長がやったときは文化施設でありまして、旅館ではなかったのですが、今はもう文化施設ではなくて一般の観光施設、宿泊施設だと思います。だから、文化であろうが何であろうが、やはり草ぼうぼうで、だれ見ても立派な草ではないので、全く雑草ですので、駐車場の裏のほうへずっと通って、あの辺はわきぼうぼうなのです。だから、よく私言うのですが、嫁さんもらうと自分の顔だけきれいにして、あとその他のほうは余りきれいではないというような感じで、玄関とか前の芝のほうは、あれはまた別の予算でやっているだろうと思いますが、あの辺もやはりお客を預かる施設としてはちょっと残念だなと思っていました。常々あそこ歩くたび、裏の駐車場のところもです。その辺、課長、どのように今後、今きれいになっていけばいいのですが、やはり雑草だけはちゃんと、年に何回か刈り取ればいいわけですから、お客さんをもてなすという意味からしてもその辺お願いしたい、整備してもらいたいと思います。

委員長（高橋久一君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

この13節に決算として計上しております観光施設周辺の環境整備事業でございますが、これは緊急雇用、重点雇用で4名の雇用を、この中で開発をしていただくということで会社のほうに委託をしているものでございまして、これはそれぞれ会社の事業をやっていただくということももちろんそうなのですが、それが今委員おっしゃったように周辺の環境についても、草を刈ったり、清掃したり、ごみを拾ったりということ指定管理しているすべて、「ふらっと」、それからサンセット十六羅漢公園、そういったところも含めてお願いをしたいということでお話をしております。

今委員おっしゃいました入り口から裏のほうに回るちょうど人が歩く通路になっている歩道の周辺でございますが、実は私も全く同じことをこの間考えておりまして、シー・トゥ・サミットあったときなのですけれども、前のほうにとめている人はよくわからないのですが、後ろに車とめますとちょっと目立つ雑草でございまして、そのときにすぐに会社のほうにはお話をしました。まず、ちょっと草伸びているようだねということで話をしておきましたけれども、なもう一度話をして、通年的にきれいにするようにお話をしてみたいと思います。

以上でございます。

委員長（高橋久一君） 12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） ひとつ課長よろしく、やはりあそこに泊まるとすれば1万円前後のお金は皆さん支払ってくれるわけですので、せっかく前のほうはきれいなのにあそこ駐車場に行くと何かぐつと、こうなるような感じなので、まず年に四、五回やっていけば、そんなにお金かかる事業ではないと思うので、ぜひとも客預かりする施設としてはきれいにしたほうがいいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、41ページの20節の扶助費、この中で遺児教育手当とあります。これは、大体こっこの説明書を見ると、これの対象になっている方は54名ほどと書いてあります。これは、大体の想像はつくのです

が、どのような家族構成なのか、その辺お尋ねいたします。

委員長（高橋久一君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） お答えいたします。

これは、児童扶養手当に町独自で上積みしているというような制度でございます。内容を申し上げますと、学校教育法に基づく小学校、中学校並びに養護学校等の小中学部に在学する児童の両親、または父もしくは母がいない世帯という世帯が対象になります。その子供さんが対象になるわけですが、父もしくは母がいないという場合は月2,000円、そして両親がいないという場合は月4,000円の遺児教育手当を扶助すると、こういう内容でございます。

委員長（高橋久一君） 12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） 今、月2,000円、両親がいない場合は4,000円ということですが、両親がいない場合は祖父母とか、そういう祖父母となんか一緒におられるわけですか。その辺お尋ねします。

委員長（高橋久一君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） お答えいたします。

いわゆる祖父母同居、このようなことについてはいかがかと、こういうことでございましたが、これにつきましては祖父母ということではなくて両親ということでございますので、別のケースで極端なことを言えば、要するに祖父母と同居するというような条件もなく、子供さんだけというふうなことになるれば生活ということはどうなっていくのかということにもなってくるわけですから、これは親御さんがどうかという状態であります。

委員長（高橋久一君） 12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） 私何でここに目がとまったかということ、今東日本大震災でも、数字が確かではなかったのですが、確かに300名か四、五百名の子供さんが、両親をなくした子供いるようです。それに今ソフトバンクの孫さんという方が100億円の寄附の中から40億円を基金として、これに携わる人は王さんと、それから近く中国で公演をやる予定で、きのうテレビに出ていましたが、その方、グループの人と4名、2名でしたか、基金を、支援するための、会社ということではないけれども、組織をつくって、今後三、四百名だと思いましたが、その子供がこれからずっと成人になるまで面倒見ていきたいというふうな事例がありました。非常にお金ある人これまでの気がつくのかなと思ったら、改めて孫社長を見直ししました。だから、日本にもまだお金のある方はいると思いますが、なかなかそういう面に大きな私財を投資する人なんて余りやっぱり少ないわけですが、本当に今回は、孫さんは今日本で一番の、個人財産ではナンバーワンです。世界で十五、六番目ぐらいだということでしたが、実は8,500億円ぐらいの個人財産持っています。だから、その100億円だから、これから考えれば少ない額なのでしようけれども、実際寄附するとなるとやっぱり心がないとこれできないわけです。だから、このような話があったので、遊佐町でも両親が、片親いなくても大変です。特に小さい子供の場合は、まだ親も所得が安定していない人も結構いると思うのです。だから、そういう面をこれからやっぱりしっかりと支えてもらえればありがたいと思います。それに対して、その計画あるのかないのか、考えているかいなかちょっとお尋ねいたします。

委員長（高橋久一君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） 先ほども申し上げましたけれども、遺児教育手当の土台になるのは国のほうの児童扶養手当、こちらのほうが土台になっているわけでございまして、それに町単独でいわゆる上積みの手当を支給すると、こういうことでございます。

私先ほど説明した中でただし書きをちょっと落としておりましたので、申し上げますと、該当は町民税の所得割非課税の場合というふうに条件がございまして、そういう結果、対象は22年度の場合54と、こういうことでございます。

東日本の大震災については、一例というふうな形でのお話でありましたけれども、今後いわゆるこのような不幸にして片親、あるいは両親を亡くされた児童のいわゆる扶助ということについてどう考えているかということでございましたけれども、引き続き上積みであろうとも、まず単独で実施しているこのような手当、あるいはこれは県と一体なのでありますけれども、医療でいけば福祉医療ということであるいわゆるひとり親家庭に助成をする医療制度もございます。これは、県と町2分の1ずつ負担をしているわけですが、このような制度は堅持をしながら当面向かいたいと、このように考えております。

委員長（高橋久一君） 12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） ありがとうございます。ぜひとも義務教育課程の中、その年代まではやはりしっかりと町でも支援していくのが私は大変いいのではないかなと思っておりますので、遊佐町は今、最後に言おうと思っておりましたが、先ほど1番委員が申しておりました。非常に行政の、会社で言えば運営ですが、大変ここよくなってきています。私も見ていますが、大変よくなっていきますが、その中で1つだけ私が言っているのは町民の暮らしです。この中心が雇用の場が少ないということが、その雇用の中でも特に若い人の雇用の場が少ないというのが、やっぱりこれを町ではしっかりと支えなければならぬと思います。私常々考えているのは、村、町、市、県、すべての行政は地元民をいい方向に導くためのリーダーの人方ですので、そのために税金で皆さんが生活していただけるということも念頭に入れて、やはり地域の模範職場なのだということをこれからもしっかりとこれだけは忘れないでいただきたいと思っております。

そういうことでもう少し時間あるので、次に入ります。30ページの企画費、25区分の積立金、これふるさと基金積立金です。131万5,000円ありますが、この金額はそんなに大きいわけではないのですが、これからどのような運用を考えているか、その辺説明お願いいたします。

委員長（高橋久一君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答えをいたします。

ふるさと基金につきましては、ご案内のようにふるさと納税制度に基づきましてこれまで多くの方々からご寄附をいただきまして、それを基金への積み立てをさせていただいているところでございます。今年度についても131万5,000円の積み立てをさせていただきました。このふるさと基金の積み立てにつきましては、22年度では10件ほどの、つまり10人の方々からご寄附をいただいたという形でございます。ちなみに、21年度は12件の81万5,000円、それから20年度は27件で101万5,000円という形になっていまして、20年度からこのふるさと納税制度スタートいたしまして、22年度一番多くの金額をいただいたという形になってございます。これまでの活用という形の視点では、やはりこれらをいただ

く段階でそれぞれこういったことにお使いをいただきたいというような項目がございますけれども、総じて町長が必要と認めるものについてお使いをくださいというものがこれまでいただいたトータルで49件のうち33件になってございます。そのほか鳥海山の観光振興及び自然保護に関する事業に5件、未来を担う子供の教育に関する事業6件という形になってございまして、それらの思いを含めて活用をさせていただきたいということで、これまで花火大会のほうへの活用を1度行いました。また、22年度では米〜ちゃんの縫いぐるみを新しく作成をさせていただくという費用に活用させていただきました。その都度これ企画課のほうでこういうことに使いましたよというようなご報告をご寄附いただいた方々には申し上げて、御礼のお手紙とともに報告をさせていただいているという状況でございます。なお、この基金につきましては、他の基金と性質を異にして、やはりこれらご寄附いただいた方々に適切に一定年度でご報告ができるように、またご理解いただけるようにしっかりと活用もしながら使っていくべきではないかという考え方を持って基金への積み立てをさせていただいております。

以上であります。

委員長（高橋久一君） 12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） 今説明を受けましたが、私は先ほど児童館ということでお尋ねしましたが、こういうところも、やっぱり遊佐町から出ていった人方が遊佐町にそういう温かい心を持って寄附してくれるわけですから、花火も結構なのですが、私は残るものに、自分もここに名前が入っているのだなという、私は児童館なんか最もふさわしい使い方ではないかなと思っています。金額の大小は別にしても、そういう寄附した人の心から見ると、やはり残っているところに、しかも将来ある子供たちのそういう大事な場所ということであればなおさら感動するのかなと。花火なんかは、私悪いとは言いませんが、何秒でぱっと、跡残らないわけです。これは、地元民の意気込みをあらわすためにはいいと思うのですが、やはりそういう寄附してくれる方はどっちかといえば40から上と下に分ければ上の方が多いのでしょうかから、そういう人方の心となれば私はそのほうが大変有意義ではないかなと思います。そういうことやることによって継続的にお金の都合のある人はやってくれる、やる人も多くなると思うので、やっぱり地元から離れた人方の心をもう少し酌めるような使い道をしていただければありがたいと思います。

委員長（高橋久一君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答え申し上げます。

やはり先ほども申し上げましたように、未来を担う子供の教育に関する事業、これが町長が必要と認める事業以外では一番多くなっております。そういったこともございますし、私たちがこの制度をPRする段階でもいろいろな思いを寄せられてございますので、そういったご寄附いただいた方々の思いにこたえられるように、そして事業の額の大小ではなくて、タイムリーにそれは適切な事業に活用をさせていただきたいというふうにもこれからも努めさせていただきたいと思っております。

委員長（高橋久一君） 12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） それでは、最後に29ページの国際交流事業、これあります。金額は270万円とありますが、実はイギリスの交流はちょうど今20年ぐらいになったのかと思いますが、18年から20年、私議員になる前に1回目の交流で参加しました。その代表は、名前、肩書は何ですかと。ロータリ

ークラブの会長ということで、志田と2人で参加しました。そのときは、夏場行ったので、7月の後半から8月の頭まででイギリスから見れば一番いい時期です。その時期に行って、1週間ホテル住まいだったので、私たちは総旅費が65万円だと思います。そのとき15万円、17万円かな、いただいて、残りは実費負担ということで行ってきましたが、私は国際交流がいいとか悪いとかではないと思います。今の時代になれば国際社会を知ることは大事だと思うのですが、ただやはりマナーを、私ある人から、ある人は私の弟なのですが、英語を覚えるよりはマナーを覚えたほうがいいよと言われました。なぜかという、私もイギリスに行ったとき小学校も訪問して、大変向こうでも歓迎してくれました。それから、3回か4回ぐらいになって、四、五回、5回ぐらいになったのかな、ここにも行った人いると思うのですが、だんだん学校の対応が悪くなったということでした。というのは、私はマナーのことだと思うのです。やっぱりイギリスもそうですし、アメリカも結構家族のきずなも強いと思いますが、親子の教育も非常に厳しいところだと思います。それで、私またもう少し大きいところ、大学生なんかをロータリークラブでお金を出して派遣するのですが、これもあるとき、アメリカとオーストラリアとカナダでした。この3カ所からは、交流はしたくないと断られた時期あったのです。二、三年ですか。では、何ですかと言ったら、日本人が行きたいところはこちらなのです、アメリカ、オーストラリア、カナダ。それがやはり生活マナーが悪いので、実は自分の子供に伝染する可能性があるからということのようでした。だから、私もマットという元町長の長男と交流したとき、私4カ月預かりましたが、非常に自立心が強くて、おれのかかあなんか毎日怒られていました。学校に行ってから、10畳間使わせておいたらみんな一面に広げているものですから、それを片づけるわけです。また、汚いものがあると洗濯するのです。自分の部屋に入ったな、絶対入ってもらっては困ると。だから、洗濯も自分でやるから、しなくていいと。そんなこと言われて、おれのかかあ今度、何だ、このやろう、そうやって忙しいところやって来て後で文句言っと。それでも彼はテクニクがあって、お母さん、お母さんと、食べ物なんか自分の好きなものはおれのかかあすぐに上げます。お母さん、お母さんと、召しこぐ。そして、自分の要求を満たすと。そういうテクニクは非常に持っていますし、やっぱり自立心は全然私は違うと思っています。それが日本人は少ないということで、自立が、みんな洗濯でも何でもやらえればそれは普通だと思っているということです。やはり外国は、特にマナーをちゃんとしないと、言葉なんてすぐしゃべれない。もうわかっていると、どこの地方に行っても。だから、やっぱりばかにされないようなマナーだけはしっかりと身につけていったほうがいいよということでした。英語なんてそんな1カ月習って外人と外国でべらべらしゃべれる人なんかだれもないのだからと言っていましたので、学校で学んでいる単語ぐらい並べれば、向こうではちゃんと気使ってこれを言うのだなとわかるのだと言っていましたので、まずそういうことからして、これからやっぱりマナーもしっかりとしてもらって、本当はイギリスからも子供さん来てもらいたかったのですが、私はイギリスは一回も来なかったと記憶しています。ということで、私はその当時はやめたほうがいいのかと、一方通行の交流だったらためにならないのではないかと言っていました。今回まで続いていますが、ハンガリーになってそれからまた息吹き返したような感じがしていますが、その辺何か町長が、私はちょっと記憶にないのですが、昨年あたりだれかの質問に対して、何かアジア諸国、その辺のことも頭に入れておく必要があるの

ではないかという答弁があったように書かれているのあるということです、その辺をお伺いしたい
と思います。

委員長（高橋久一君） 時田町長。

町長（時田博機君） 国際交流、昨年は何とかが行きたいという方がいらっしやいましたので、派遣を
しました。1年ぶりの、その前の年は新型インフルエンザという形で容易でならなかったという形でしたので、派遣できてよかったなと思っていました。ただ、私自身は那須さんと同じでロータリークラブ
で、かつて日本語講座を生涯学習センターでやっているグループの皆さんとふるさと交流会という日本
にお嫁に来た、韓国から中国からフィリピンからの皆さんを交えての交流会を持ったことがありまし
た。それも500円会費で、ただでごちそうになるのは嫌ですよという申し入れをいただいて、それが日
本語講座をなさっているボランティアの指導者、我が町の方の非常に呼びかけがよかったのでしょ
うか、本当に盛大に、当時ロータリークラブでは2年続けて交流することができて、大変有意義だったこ
と自分自身も経験いたしていましたので、ハンガリーのみならず、考えてみますと今小学校にはかなり
のお子さんがもう、日本にお嫁に来て、その2世が小学校に入っていらっしゃるとい現実もあります
ので、そんな交流会、町ではその当時も、町からは全然お金が出されませんでした。当時は、ロータリ
ークラブは県の補助事業でそんな事業やれたのですけれども、そんなことが機会があったら町としても
支援できる、そしてやっぱり遊佐ロータリークラブは台湾の竹南ロータリークラブとの姉妹クラブ提携
も締結して、交流も3年、2年やっているわけですから、それに対する近隣との交流も、しっかり町と
して支援も視野に入れていきたいと。そして、遠い離れた友達も、そして近くの、特に日本においで
の皆さんが遊佐で集まって事業やると、酒田の方も平田の方も松山の方も余目の方もいらっしゃるとい
ことがありました。日中友好協会でのタラ汁会ですか、酒田の港南のコミセンで毎年中国から来た方と
交流しようという集まりも今現実開催されておりますけれども、そこには遊佐町においでの方も参加す
るという機会があるようでございます。それらやっぱりお隣の酒田市等とも力合わせながら、この地域
の皆さん、そして感銘ある国との交流等もしっかり大切にしていかなければならないと、このように思
っている次第です。

委員長（高橋久一君） 12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） 町長からこれからのあり方をお聞かせいただきました。国際交流は、やっぱり
続けるべきだと思います。ただ、自分、遊佐町がまるっきり損をするほうだけではなくて、相互の理解
を得られて、双方が得するというか、いろんな面で得するような、やっぱりそういう交流が今これから
求められていると思います。山形県内でも結構あります。だから、こっちからも行って、向こうからも
来ている、そんなのが結構多いです。だから、私はそういう交流が本当の交流だと思っていますし、こ
ういう子供の交流が経済的な物流の交流になる可能性もあるわけですが、ただ行って一方通行だとそれ
がないわけですから、やっぱりお互いがボランティアで、家族の自分のうちへ泊めても結構ですが、そ
ういう身近な交流をしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

委員長（高橋久一君） これで12番、那須良太委員の質問は終了いたしました。

午後1時まで休憩いたします。

(午前 11時47分)

休

憩

委員長（高橋久一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時)

委員長（高橋久一君） 直ちに審査に入ります。

8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） それでは、企画課のほうへお聞きいたします。

歳出の63ページ、公社への委託料で380万円ほど載っております。その中で、行政報告書の70ページに開発公社が管理した使用料の内容がずっとつづられております。70ページから71ページにかけて載っておりますが、こつしは21年度に比べてすべての使用料がマイナスになっております。この原因とついいますか、その辺を伺ついます。

委員長（高橋久一君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

22年度につつまつしては、先ほど来お話ありましたが、夏の猛暑、冬の豪雪、さらに3月における大震災ということもあつて、全体の観光のお客様自体が減つてついるということもあつて、それにも関連してここの施設全体でのお客様が減つてついるというふうなことが言えるのではないかとつ思います。

以上です。

委員長（高橋久一君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） 公社の施設で町民が恒常的に使用してついる施設にふれんどりつがあります。ふれんどりつは、公社に管理委託してついますので、一般の教育施設と違つてある程度の料金は生まれてくるわけなのですが、今小学校、中学校、それからスポーツ少年団、そして一般の方々の使用状況はどのようになつてついるのか伺ついます。

委員長（高橋久一君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

ふれんどりつの利用につつまつしては、特に冬期間において利用が多くなつてついます。これは、夏の観光客とは違つて、また社会人のテニスの団体でありつますとか、それから中学校、高等学校、そういったところの部活動を親の会で行つてついる活動が見受けられるようでありつます。今のところ団体としては12団体。その12団体が1週間の間に張りつて活動してついるわけなのですが、当然専用で使うことは不可能でありつまして、日中はほとんど利用がないのでありつますけれども、土日、そして夜、夜間の利用はほとんど満杯の状態でありつます。

委員長（高橋久一君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） 今課長言つたように平日は夜間、それから土日の利用状況は満タンであるというふうな説明でありつました。そこで、使用団体を見てつみますと、先ほど説明にもあつたように、中学

校、それから小学校等のスポーツ少年団が町内では主に使っております。最近、ソフトボール、遊佐中のソフトボール、それから野球もこれに加わってきました。やはり冬期間、それから雨天のときに使われる施設というのはなかなかありませんので、どうしてもふれんどりに集中するのではないかと、集中するわけでありますが、これから冬期間になった場合、いつも調整会議という会議を開いてある程度利用者間で調整をして、冬期間皆さんで仲よく使いましょうやというような会議がこれから持たれるという話でございますが、中学校、小学校、これは社会体育施設を使えば一番いいのですが、負担の面からいってもいいのですが、なかなか時期だとか時間だとかが合わなくて使われない部分があると。どうしてもふれんどりを使用することになるというところもあります。あるスポ少では、年間二十四、五万円の利用料を払いながらふれんどりを使わせていただいているということでありました。ただし、冬期間になりますといろんな団体が集中します。やはり部活、スポーツ少年団の割り当てもその中でぐっと減らされる部分があるということで、全部通年通して同じ時間帯、同じ場所というふうにはいかないのですが、何とか善処をしていただきたいという話があります。

やはり公社の施設でありますので、元来これは、ふれんどりのあの施設は交流人口拡大のためにつくった施設であります。とすれば、他町村からのお客を呼んで遊佐のアピールをすることが一つの目的でもあります。やはり町の、特に子供たちの親からすれば、町もふれんどりも同じように見えるというのが筋ではないかなと、思いではないかなというふうに私は思っています。その中で、酒田の団体が3つほど入っています。他町村に行くと、やはり町の施設でありますので、町の中学校、小学校、スポ少の予約をまず2カ月前に先行に予約をして、その後町外の予約をするというように、枠として町の子供たち、スポーツ団体が使用できるような枠組みをしてから町外の人に、さあ、どうぞというのがほかの町のやり方です。ただ、先ほど言ったようにここは公社でありますし、社会体育施設でございますので、そこは何とも言えないところがありますが、その辺はやはり子供たちのそれぞれ体力向上、教育向のためでありますので、その辺はどういうふうにお考えなのか伺います。

委員長（高橋久一君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） ふれんどりの利用に当たりましては、調整会議を年2回開かせていただいております。それは、どういうことかといいますと、今委員おっしゃったように早い者勝ちにとつてだれも使われなくなるというようなこともありましたし、また何カ月も予約をしてキャンセルをしてそのままにしていると、だれも使わないのにあいてるという状態があったりということがないように、お互いに調整をしましょうということで調整会議をしているところであります。

委員おっしゃった町内の団体と町外の団体の利用における多少の格差があっているのではないかと、いうことなのですが、これは社会体育、町民の体力、スポーツの施設としての社会体育施設の場合ですと、それは許容される範囲ではないかなと思いますし、私がきょうちょっと体育館のほうに確認をしましたら、もう既にそれはやっているのだということ言っておりました。料金でも差がついていますし、そういう意味では委員おっしゃったような形での格差がついているというふうなことは社会体育施設にあっては当然のことだというふうに思っております。しかしながら、ふれんどりの施設につきましては多少性格が異なりまして、委員おっしゃったとおりでございます。遊楽里、それからコテージ、キャンプ場、関連の施設を利用した人が、例えば雨天のときにふれんどりを使ってさまざまなスポーツ活

動やイベントを行うというふうなことが、言ってみればあそこの施設全体のステータスを上げていく、そういう意味合いでの施設でありますので、そこを制限をしてスポーツ少年団とか中学校の部活をがちがちに入れてしまって入れないというふうな状態は、施設の設置目的としては本末転倒になってしまうと。そこがまた悩ましいところでありまして、委員おっしゃったように、何度もおっしゃっていただきましたが、そのバランスをとってやっていかないと、どっちが強過ぎててもいけないというふうに思っております。特に町外の団体、私の手元には3団体今あるのですけれども、町内の団体をあの施設の段階で制限をしてしまうと、遊佐町民の皆さん方がほかの市町で体育施設、あるいはこういった施設を使うということも当然あるでしょうし、そういったときのことを多少考えざるを得ないというふうに思っているところでもあります。できる限り、例えば定例的に使うスポーツ少年団なんかの場合については、社会体育の施設、または学校開放を使っていただくのが一番ベストなのではないかなというふうに私としては考えているところです。ことしの4月からは、使用料に加えて実費についても無料にしているということ伺いましたので、年間21万円ぐらい今使用料払っていただいているのですけれども、そういった面からもできる限りそういったところでの活動が望ましいのではないかなと思っているところです、いろいろ事情あると思いますが。私が聞いた範囲内では、遊佐中学校の夜間開放については週2回あいていると。月曜日と水曜日でしたか、あいているということで、ソフトテニスに関するスポーツ少年団は月曜日が練習日のようでありますので、休館日になっているかどうかわかりませんが、そういった工夫がまずは1つ必要ではないかなというふうに思っているところです。

それから、もう一点、使用料の関係ですが、これ委員おっしゃったとおり指定管理料を公社は町のほうから受け取っていませんので、そこからの上がりで言ってみれば電気料、水道料、夜間警備、人件費、清掃、その他の支払いをしておりますので、どんどん減免していくとそれができなくなるというふうな性格の施設でもありまして、非常に悩ましいところなのですけれども、調整会議の中で社会体育と観光施設のバランスをとりながらやっていくということが当面一番いい方法なのではないかなというふうに考えているところです。

以上です。

委員長（高橋久一君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） 今社会体育施設、中学校の体育館だとかを使用可能だという話もありました。ただ、長年練習日が、定期的に火曜日、木曜日というように決まっておるということで、父兄もそれに合わせたライフスタイルをしているということでもあります。やはりスポ少の場合は、部活と違って父兄の送り迎えなしにはやれないことでもあります。ただあいているから、使えばいいというものでもないのかなというふうに私は思っております。

もう一つは、休日は目いっぱい、ぱんぱんなのだというふうな話であります。確かに見ますと目いっぱいあります。こういう話があって、大体中学校だとかスポ少は午前中なのだ、土日は、できれば一般の方は午後からお願いすればありがたいのだというような話をしておりました。これを見ていると、午前中に一般の方が入っています。時間調整、使用時間の調整も必要なのかなというふうに私は思っています。午前中は子供たちに使用時間を与えて、一般の方は何とか午後のほう、夕方のほうに回っていただければ、まだ空き時間は中にぽつぽつあるわけで、そうすれば練習時間の余裕も少しは出て

くるのかなというふうに今見ていますが、そのようなことで調整会議に諮るとか、やはりもう少し、要望として非常に声大きいものですから、それを体育館があいたから、使えやとか、それでいいものかというふうに思っています。この辺は、どう思っておりますか。

委員長（高橋久一君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） 調整会議の中での議論なのですが、実はそこに参加をしている団体、具体的に言いますと中学校の部活の保護者会が多いのですけれども、はっきり言いましてそこでの調整もつかないと。役場で何とかするという前に、それぞれで調整をしていただけないでしょうかというふうにお願いをしているのですが、いやいや、ここは譲られないというふうになりますと調整のしようがないというのが今の現状でありまして、さっき申し上げましたように12団体あって、それをすべて夜、夜間の時間に振り分けますという絶対専用では使えないと、必ずどこかの団体と一緒に半面ずつ使わないと使えないという現象が生まれるのですけれども、そのことについても、いやいや、絶対全面でなければだめだというふうに頑張りますというともう調整がつかないというのが今の現状でありまして、次々に新しい部の保護者会が入ってまいりまして、今ですと特に夜についてはもう正直言って調整不可能な状態にまでなっております。しかも、一番私どもで配慮しているといいますが、調整をしなければいけないと思っているのは、グラウンドゴルフを冬はする場所がないということで、一応週1回、午前中優先的に振り分けているのですけれども、そこは平日の日中ということですので、特にほかの団体とバッティングすることはないのですけれども、夜になりますと途端にバッティングが始まって、なかなか調整が難しいのが現状であります。料金の問題、また限られたコートをお互いに譲り合って使うという、そういう言ってみればお互いの調整をする姿勢がやっぱり必要なのかなというふうに思っておるところでありまして、スポーツ少年団だから、年間通じて必ず自分たちの都合のいい日、いい時間だけ確保できるというふうなことにはならないのではないかとこのように考えているところであります。

なお、社会体育施設についても、いやいや、もうとれないのだというふうなことではなくて、きょう体育協会のほうに確認しましたら、そういう言ってみれば比較的あいている日があると。そういうところをねらって高校のテニスなんかはやっていますということでしたので、そういった工夫もある程度必要なのではないかなというふうに思っているところでです。

以上です。

委員長（高橋久一君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） 今の話も確かにそうであります。そういう場合はどうなのですかねと父兄に言ったら、社会体育施設のほう町外の人使えばいいのではないかとこのような形でして、なかなか話がまとまらないところもあって、ただ時間調整だとか、それからどういうふうにすれば改善の方向に向かうのかは、調整会議の前に少しすり合わせをしていただいて、少しは改善していただきたいと、私はそう思っております。

そうになると、遊佐町はそういう施設があるから、あそこに行けば冬期間練習できるのだというところがありますが、ない地域ではあきらめるか、それとも中学校あたりは父兄がパイプハウスをつくって、そこを練習場にしている中学校もあります。こうなると、教育委員会に話が振るので、まずいのですが、やはりそうなればそれなりの学校の施設のほうも冬期間向けの施設もこれから考えていかなければ

いけないのかなというふうに思っております。まずは、近々の問題でありますので、その辺は、課長、含めて改善をしていただきたいというふうをお願いを申し上げます。

では、次にいきます。歳出の41ページ、児童福祉費の中の2節の給与等がずっとありますが、職員給与、それから職員の共済、次ページの42ページには臨時職員の保育士の雇い上げ賃金等が載っております。今子育て支援いろいろやっていますが、非常に手厚い支援のもと、子供たちは安心、安全に保育を受けているのかなというふうに思っております。その中で、私もかなり前から、保育園の保育に係る環境、ハードな環境もありますし、ソフトな環境もあります。その辺の向上をどうすればいいのかという話をずっとしてきました。過去には、今もそうなのですが、正職1に対して臨時が2ということでありまして。今もその割合は変わっておりません。前までは、10カ月働いて2カ月休まなければいけないというような実態がございまして、ずっと言い続けてそれが11カ月になって、それから臨職のお給料もかなり低かったということで、なかなか応募しても集まらなかったというところがあります。今でも応募しやすくというのは、なかなかないのだと思います。でも、これが少しずつ改善してきました。これからそういう臨職、職場のそういうソフトなことの改善に向けて、このままでいいのか、それこそまた11カ月なので、1カ月お休みをしていただかなければならないということもあります。その辺のことは、今後どのように考えているのか。課長もそうなのですが、これは政策問題なので、町長もありましたらよろしくをお願いします。

委員長（高橋久一君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） お答え申し上げます。

今質問の中にありましたように、この間保育園に関しましてはソフト、ハード、少しずつではあります。改善といいますか、向上というふうなことで取り組んでまいりました。その中で、お尋ねにつきましてはソフト、とりわけいわゆる人的体制というようなことであろうと思います。今いわゆる正規職員1に対して非正規が2というような、大ざっぱですけれども、そのような比率は前から余り変わっていないのではないかとのご指摘でございました。行政報告書のほうにも職員の配置人数は出ておりますし、この4月1日の時点の非正規の職員数等々を換算しても1対2という、そういう比率から大きくは逃れていないという実情は実情でございます。

さらに、委員ご案内のとおり、いわゆる臨時職員というふうな中にも資格を持って11カ月雇用になっている方、あるいは資格なしの保育助手という形で常勤になっている方、さらには常勤で資格はあるけれども、6時間というようないわゆるパートの方、あるいは休みをとるときに埋め合わせというように形でスポットで入る方、そんないろんな労働時間帯といいますか、そういうケースを非常にある意味魔術のごとくローテーションを組んで、園長以下切り盛りしているというのがこれ実情でございます。ご指摘のように募集をしてもなかなか集まらないということもあるのではないかとこの話でしたけれども、いわゆる待遇の面でもこの間、毎年というわけではありませんが、改善してきたところであります。23年度も前年に比べればこれも改善をしたところでございます。参考までに単価を申し上げますと、保育士の資格を持っておられる方は1時間当たり860円というようなことで、8時間ですので、6,880円という1日当たりの賃金になります。これをそれでは他の自治体と比較した場合というふうなことでいきますと、6,880円自体はそんなに遜色はない、あるいはかえって上回っているところ

までは来ているのです。ただ、一方、委員もお調べの中でご存じかもしれませんが、ただ遊佐の場合は全部一律ということになっております。しかし、段階を持っている、幾つかの区分を持っている、例えば酒田市だとかというのがございます。これは、年齢で区分を4つぐらいしております、年齢高い方の場合は若干積み上げになっている、あるいは経験年数ごとに区分をしていると、こういうようなスタイルを持っているところもございます。

それで、9月の15日のお知らせ号にも募集案内は出しました。いわゆるハローワークのほうにもずっとこの間出してありますが、年度途中ということもございまして、なかなか応募はなされないということと来ております。10月1日には、来年度の保育園の募集というようなことで広報でお知らせをします。そんなことで、来年度の予算編成に向けての実施計画、これらも今もう策定始まっている、そういう段階に来ているわけでございますので、来年度どのようにしていくのかと。今の段階では、募集をかけて何とかという状況ですが、来年度、4月からはというふうなことでいきますと、なかなか今の待遇といえますか、条件をそのまま引き継いで果たして改善が期待できるのだろうか、こういう懸念は現場の長としては率直に感じているところでございます。したがって、例えば待遇の面を考えた場合に、いわゆる働き方も日々雇用というふうなことではなくして、例えば嘱託というような取り扱いにすれば11カ月といったような壁は取り払われるわけでございますし、そのかわりと言うとあれですが、いわゆる雇用期間というのも単年度でなければならないということもないわけですし、この辺も少し、複数年にわたる期間と、これは契約になってくるわけですので、そういった一定の手法はあるだろうと。ただし、かといってそういう嘱託にすればすべて万々歳なのかということであれば、それはそれでやはり一定の課題はまだ残るだろうというふうには思いますけれども、現実問題として今できることは何なのか、あるいは中長期的に見た場合はどれが得策なのかと、この辺を見据えながら実施計画のほうの策定に反映をさせていきたいというふうに思っていますし、嘱託という部分につきましては現に総務のほうと協議はしているところでございます。

以上です。

委員長（高橋久一君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） 近隣を見てみますと、保育園が法人化されて、その法人の中で働いているということとありますし、ということは当然日々雇用、通年雇用になっております。やはり町が直接経営しているうちは、なかなかそういうわけにはいかないのかなというふうに思っていますが、町の考え次第で、トップの考え方ののだと思いますが、やはり年じゅうしっかりした雇用があるところでしっかりした保育をしていただきたいというのが保護者の切なる願いなのかなというふうに思っています。ある人に聞いたら、何々先生が11カ月で休みで別の先生になってその子が保育園に行かなくなったというも聞いております。それはそれとしてですが、かわるということに対してやはり子供たちはそれなりに察しています。それは、春にかわるというのは、当然そういう中で子供たちもわかっておりますので、いいのですが、ちよくちよくかわってきます、保育園の中で。それも問題あるのかなというふうに思っています。先ほどから那須委員も雇用の確保、雇用の確保と言っています。やはり保育園であっても雇用の場があります。見てみますと、歳出の中から拾ってみますと、職員の給与、共済、それからその他もろもろでどのぐらいのお金かかっているのかな見ますと、大体1億2,000万円ぐらいの支出が出てい

ます。これは16人分です。臨職が大体5,000万円、25人。プラスアルファがあるのです、ここに。1歳児、ゼロ歳児が来ますと、その都度ふえたりしたり、プラスアルファですから、単純に割っても臨職は200万円なのです。職員は、大体600万円後半なのです。700万円近いのです。共済代を含めてです。そういうような賃金の格差もあるのです。では、賃金の格差があるからといって、では責任に格差があるのかというと、一つもありません、責任は、子供を保育するにこの人が責任重くて、子供に手をかけている人は責任の重さとかは関係なく一生懸命やっているのだと思います。その辺を思えば、やはり少しは改善しながら、通年雇用していきながら、保育園の保育の状況といいますか、中身を充実すべきだと私は思っていますが、この辺はどうお考えですか。

委員長（高橋久一君） 時田町長。

町長（時田博機君） お答えをいたします。

これまで我が町では、安かろう臨時の方を、待遇も酒田から比べれば本当に違う形で、びっくりするぐらい違うのです。そんな形でこれまでやってきたのです。私は、就任以来このままではやっぱりだめであろうという形で、今課長が言った囑託とか、いろんな指示をしました、ほかに学ぶところはあるのではないかと。それから、私は実はこの議場でもできれば有資格者を決算のときは必ず雇うようにすべきではないかという形もしていました。待遇にしても子供たちにとっても、今町は町として3園を維持しているわけですから、やっぱりそれなりの人的備えはしなければならない。ただ、なかなか追いつかないというのは、ゼロ歳、1歳というのが非常に人数的な縛りで、体制はある程度、実は今の人数でいけば、かつての10年前ぐらいの人数でやれば、ゼロ歳、1歳ほとんどいない時代ではこれで十分に賄えたとは思っていますけれども、時代の流れに行政が追いついてこなかったという反省もしなければならぬと思っていますけれども、今年度今採用に、若干名保育園の保育士さんを採用予定であります。昨年貴重な園長さんが1人年度途中での申し出で退職という形になりましたけれども、しっかり補充をさせていただきながら、こういう形態どうあるべきものなのか。酒田市は、合併当時保育園はもう民間にするのですよという市長の方針を出して、どんどん、どんどん団体つくらせてやったやに伺っておりますけれども、なかなかそれは一概には進まないという話も、ちょうど私はその当時の酒田の健康福祉部長が同期でありましたので、その話伺っております。町で支えなければならないものについてはしっかり支える。人的体制不足あれば、どんな雇用がいいのかも含めて、それからやっぱり待遇が一番悪過ぎたのが、それから遊佐はやめてもなかなか募集しないのだというのが伝わってしまったのではないのでしょうか。受けてもらえないということが積み重なってきた原因として今このような状態になっていると思います。これ待遇改善含めてやっぱりしっかりと取り組まないと、町の信用です。あそこの町行ったら全然だめだからと言われること自体が町の信用を失うということの一つになると思います。その辺については、しっかり対応してまいりたいと思いますし、これまで努力してきましたので、さらなる努力を進めてまいりたいと、このように思います。

委員長（高橋久一君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） さらなる努力をしていくということであります。期待はしております。

やはり現場の話を聞きますと、特に近年ゼロ歳、1歳の保育が多くなって、その対応にもう四苦八苦しているということでもあります。そのたびに保育士さんを途中で採用しなければいけないとか、大変そ

こが一番今ネックだという話をしておりましたし、やはり子を育てる感覚が変わってきたと。我々親のときには、何があっても優先順位の1番には子供があって、次に何かがあって、こういうふうな順序がありました。話を聞きますと、今の親御さんは子供の優先順位って一体どこにあるのかなというような話をしておるところもあります。親の考え方もありますし、なかなか大変な時期であります。子供のことを尊重しているのか、そのまま言いなりにになっているのかわからないというところもあります。先ほど那須委員が体に美しいというのがしつけだというふうな話をしていました。やはり家庭のしつけと保育園のしつけは違うのだと思いますので、家庭のしつけ力というのを、保育園も大事なのですが、町として何とかそういうしつけ力を高めるような手だても、ただ保育園に子供を預ける、いろんなイベントに親が来る、親子一緒に楽しんで交流をする、それも結構なのですが、親の教育力の向上も含めたことをしていかないと、ただ預かるだけの施設ではいけないのかなというふうに最近思っています。その辺は、なかなかお答えづらいところもありますが、私ごとでも結構ですので、どうすべきなのか。これは町長か。

委員長（高橋久一君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私も高橋冠治委員と一緒にPTA活動して、子育てに悪戦苦闘した経緯がありました。それぞれの世代でやっぱり大いなる指導者というのですか、息子の担任の先生だったり、いろんな先輩から教えをいただきながら子育てをした経緯があります。町の今の現役の子育て中の皆さんにもしっかりとやっぱり研修をしながら、お互いに苦労話の内向きの話もいいのでしょうか、前向きに、そしてしっかりと研修をする姿勢でもってやっていただければもっともっと地域の教育力の向上にもつながってくるのかなと。ただ、思いますのは、ゼロ歳の生まれて何カ月、ちょうど育児休暇なのでしょうが、終わった子供が寝ている間に、まだ朝意識もはっきりしない間に保育園に預けられて、それから夜眠くなってからまたお父さん、お母さんの家庭に帰るといって、やっぱりその辺の親子の愛情がどのように変わっていくのかな。実は、三つ子の魂という形で3歳まではしっかりと抱き締めて育てましょうよという、かつてはそんなこともあったのですけれども、社会情勢がなかなか許さないということもあります。それらは、やっぱりただただ預かればいいという保育ではないと、それは思っています。そして、それなりに教育、そして経験を積んだ町の保育園の先生たちも頑張っていらっしゃると思いますので、これらもしっかりと研修を重ねて、それが地域に反映できるような町でありたいなと思っています。

以上です。

委員長（高橋久一君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） それでは、一般質問の中でも、行政報告の38ページに特定の健康診断とか、いろんな事業が載っていますが、遊佐町の平均寿命というのは県内でも5本指に入ります、下から、いつも。これを何とか改善をしていかなければならないのかなと私は常々思っております。いろんな健診等やって、データ分析して蓄積はしていると。では、その蓄積したものを町民の健康維持、長生きするためにどのように活用するのか。やはり活用が一番大事なのかと。それは、健診して病気を見つける、これは一番大事。次は、予防というのが一番大事。予防するための数字として健診の結果をずっと積み重ねてきているわけです。それにしても常に、いつかは男性は最下位のときもあったのです。それを思う

と、健康管理センターがあって、保健師さんたちが十分いて、いろんな指導をしていただけます。その指導の仕方をもう少しわかりやすく、指導しやすく、町民も納得しやすいような形でできないものかというふうに思っていますが、その辺どう思っておりますか。

委員長（高橋久一君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） お答えいたします。

委員お話しのように手持ちのデータでは、国勢調査を踏まえて平均寿命というのが出されるものから、直近のやつはまだ手元にありませんで、一番最新ので2005年、このときのデータはございません。平均寿命ですが、参考までに県内の、既に合併後の数になっておりますけれども、遊佐町は男性で77.9歳、31番目、市町村では。女性で85.4歳、27番目と、このような数字になっております。ご指摘のあったように数えれば下から5番目だとか下からのほうが早いと、これもまたそのとおりでございまして、押しなべて庄内地区というのは県内のほかの3地区と比べると下のほうに位置すると、こういう傾向にございます。

それで、この間健診含めまして、予防、あるいは保健指導といったようなこと等々を取り組んできたわけです。幾つかお尋ねではありましたけれども、まずは予防という意味合いでは健診率、いわゆる受診率をどう向上させるかという、そしてまた早期発見というのは、これは非常に大きな位置づけになっているわけでございまして、それぞれのがん検診にしる、いわゆる特定健診にしる、年ごとに1つの項目ごとで見れば若干の、ある健診項目では前年よりちょっと下回ったとか、そういうことはありますけれども、ここ三、四年というふうなスパンで見れば、これはすべて右肩上がりでも推移しているというようなことにはなっております。これは、まだまだ受診の勧奨のやり方等々も工夫は必要だとは思っておりますけれども、はがきだけでなく電話含めて、それも回数含めて、非常にしつこく案内を勧奨をしているということでありまして、さらには当然そういうデータの中ではこれまで一回もといういわゆる未受診の方を抽出しまして、さらにはそれを未受診者対策という一つのこれ手法なのですが、町内6地区のうち蕨岡地区を少しモデル的にピックアップしまして、未受診者対策を講じました。しかし、残念ながら、ちょっと今手元の数字は定かなのはないのですが、対象者は3けたいるのです。そこにすべて電話がけ2回以上なり、何らかのアクションを起こしましたけれども、そのことによって受診をしたというのは5名に満たないのです。そういう現実もございまして、しかし、それにくじけることなくやはり今後も未受診者対策というのは進めていかなければならないと、このように思っていますし、例えば大腸がんの場合は大腸がんの受診申し込みをしていなくても特定健診の申し込みをしていけば、いわゆる便検査の大腸がんキットなのですが、これはもう有無を言わずというか、承諾なしにどんと同封してやると。それで、受診をしてもらえれば、これは幸いだというようなことで、22年度、そのようなやり方をとりました。そうしたところ、受診者は300人以上ふえております。そんなやり方もいろいろ工夫しながらということではありますけれども、実は訪問なり含めていろいろあるのですけれども、一番まではいかななくても、では悩みの種といえますか、悩みは何なのかということになると、これをちょっとごらんいただけますか、行政評価報告書、決算の。そうすると、22ページにいわゆる外部評価の意見と町としての考え方というのがまとまって載っています。22ページです。ここの事業ナンバーでいきますと164番に特定保健指導という事業名がありまして、継続、継続という方向性は出ているの

ですが、町としての考え方というところの欄をちょっと読み上げますと、「特定保健指導対象者へは健診結果が届くと同時に結果説明会や医療相談会、訪問等の連絡をして、面接の機会設けているが、毎年同じ人が拒否し、指導につながらないことが課題である」と。「成功例の紹介や魅力ある内容や工夫を図りながら」云々とあります。毎年拒否するといいますが、なかなか機会を設けても出てきていただけない。委員さっきのお尋ねは、出てきて相談のときの話し合いをもっと上手にしろと、こういうことではありましたけれども、まず土俵にどうして上がらせてくるかということも非常に大きな課題になっております。そんな意味では、今月の5日の日に庄内管内の特定保健指導に係る研修会、こういったことも開催しておりますし、これからも今までこうやったからということだけではなくして、当然他市町村で非常に学ぶべき先進事例があれば取り入れたり、いろいろ工夫しながらそのところは取り組んでいきたいというふうに思いますし、委員のほうからもより具体的な参考になるような、そうした考え方があればなお教授いただければと、このように思います。

委員長（高橋久一君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） 二、三日前にNHKで尼崎市の例があって、非常にいい参考になるテレビ番組でありました。あれから私もこの二、三日はお酒を控えております。やはりわかりやすい説明、わかりやすい様式でありましたので、今ここでというのは難しいのですが、後で参考にさせていただいて、とにかく予防、人工透析は年間1人600万円かかるそうであります。日本全国でもう急激な、こんなすごいライン、グラフの線が伸びているそうなのですが、全国の自治体で減った自治体は尼崎市だけなのだそうです。そういうようないい事例もありますので、やはりいいことは参考にしながら予防に努めてもらいたいというふうに思っています。

次に、最後ですので、総務のほうへ伺います。いろんな指数見ますと、健全な指数、それから将来負担比率が去年は102でしたか、その辺にありましたが、今回見てみますと79.幾つにぐっと下がっていますが、その辺の理由というのは何でしょうか。

委員長（高橋久一君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答えを申し上げます。

決算監査のほうからご報告ありました審査の資料ありますけれども、その中に町の将来負担比率の状況、これについての計算式といいますが、そのページがございます。後で参考まで見ていただければと思うのですが、かなり難しい計算式にはなっておりますが、ポイントだけ申し上げますと、1つは将来負担比率、今回79.4%までぐっと下がっております。この要因を4つほど申し上げますと、1つは地方債現在高、これが分子になっております。分子になっているものですから、それが2億円ほど縮減をされたということ、これが1つ。それから、基金積立額、これは将来財源として使えるわけですので、基金をふやすということはその積み立てた基金はマイナスという計算になります。これも分子に来るのですが、そういう意味で基金が逆に2億円ほどふえていると。これは、一般会計だけでなく、国保の基金なんかも含めてでございます。それから、3つ目が交付税措置等の償還財源のある地方債の借入額の増ということで、いわゆる交付税で措置をしてくれるよという地方債がふえてきたものですから、その部分の増がございます。臨時財政対策債とか、昨年からは過疎債というようなことで、昨年交付税と臨時財政対策債両方合わせて、一般質問でもございましたけれども、いわゆる交付税の振りかえ措置で

ありますので、昔は交付税という一つの概念に組み込まれるというふうに判断すれば、交付税と臨時財政対策債を足した額が13年以來ずっと右肩下がりでした。しかし、トータルの額で昨年度は初めて平成13年を上回ったという年でございます。それがふえたということ。それから、これは交付税算定のときになるのですが、標準財政規模、これがふえたというようなことで、それは分母のほうになりますので、そういった4つの要因が大きな要因となってこの79.4という数値になっているというところでございます。

委員長（高橋久一君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） 昨年と比べて大幅にといいますが、23.3%減っているということなので、まずは説明はわかりました。臨財債、それから過疎債というような交付税措置が手厚いものが多くなったというのが大きな理由かなというふうに思っています。まずは、いい借金と悪い借金とよく言われますが、町の今町債残高は78億円ぐらいでしたか、毎年下がっています。中身を見ると、この将来負担率の中で見ると、78億円のうちにはいい借金が多いという考え方で見ていいわけですが、これは。ということでやはり健全経営が、借金の中にもいい借金ふえると将来負担率が下がっていくのだということで、まず時間もないので、これからは総務課長からいろいろ手だてをしていただいて、借金するときもいい借金で将来負担率が上がらないようお願いして、私の質問はこれで終わります。

委員長（高橋久一君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） 時間がありませんので、簡潔にお答えいたします。

地方債現在高78億円程度、これに利子を加えますと87億円くらいを今返さなければなりません。そのうち先ほど申した国が負担する額、それからふるさと融資等の貸付金等として返還になってくる額、これらを引きますと一般会計の場合は28億円弱と。87億円のうち28億円くらいが町民の実質的な負担額となっております。

以上であります。

委員長（高橋久一君） これで8番、高橋冠治委員の質問は終了いたしました。

3番、高橋透委員。

3番（高橋透君） それでは、地域生活課から質問いたします。

ページは48ページ、3目の環境衛生費、13節委託料の水力発電実証実験調査委託料、それから多分関連していると思いますので、17節公有財産購入費、マイクロ水力発電装置取得費、これの説明をお願いします。

委員長（高橋久一君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えをいたします。

まず、13節のマイクロ水力発電調査の委託料に関してでございます。これ神奈川県の方に発注をしまして、年間を通じて小水力発電、その実証、実行、実用化に向けた検証の業務の委託をお願いしております。遊佐中学校のスクールバス車庫わきの朝日堰を利用して行っております。その内容について申し上げたいと思います。朝日堰については、一般の用水路なわけですが、そこ水路の深さが大体75センチくらいありまして、大体通常40センチくらいの水量をもって運転をしているわけですが、1日約0.73キロワットアワーの発電量を供給しております。そのうち0.32キロワットの電

力利用ございまして、実績がございまして、それをもって学校の子供たちの通学路にあります夜間照明、LED照明灯4基に供給をしていると。大体4時から7時までのタイマー設定しておりまして、最大3時間の間でということで、センサーを働かせて季節間の、暗くなりましたら稼働するような形で、供給するような形、そういったシステムをとっております。0.73に対して0.32でございますので、44%の利用率ということでございます。そういった実績について、建屋にパソコン、あるいはロガーと言われる設備置きまして、記録をとってその実証をしているということでございます。当初委託業務を続けておったわけですが、その後昨年度においてその設備について購入をしようというふうなことになるまして、補正予算をお願いして、発電装置の取得を380万円で行ったということでございます。

以上です。

委員長（高橋久一君） 3番、高橋透委員。

3番（高橋透君） 中学校の朝日壇のところに設置して実証実験行ったということですが、いろいろ問題もあるやに聞いております。総務省の提唱する緑の分権改革でしたっけか、その一環としてのことなのだと思いますが、この実験、報告書も出ているわけですが、その結果マイクロ水力発電というのが遊佐町に適したものなのかどうかという、普及するかどうかという、その辺のところまである程度、課長のほうではどのように考えてとらえているのでしょうか。

委員長（高橋久一君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えをします。

委員ご指摘のとおりいろいろな課題が持ち上がっております。まだ始めて間もないことでもございますので、いろいろと過不足はあるのですが、後段ご指摘の遊佐町にマイクロ水力の取り組みが果たして適しているのかどうか、あるいはほかに適地があるのかどうか、まさにそのことを突きとめていこうというものでございまして、申すまでもなく遊佐町にはそういった似たような水路がほかにもあるわけでありまして、もしこれが安定的に運転になりまして、供給も十分だと、コスト的にもというふうな理想に近づくようなことであれば、ほかの水路にもというふうなことで広げていくことになるかと思えます。

以上です。

委員長（高橋久一君） 3番、高橋透委員。

3番（高橋透君） 新エネルギーというか、今県でも新エネルギーの戦略ということで今年度中に策定するというようなことけさの新聞でも書いてありましたけれども、やはりそれに合わせて遊佐町も、風力はほかの自治体に先駆けて始まっておりますので、町長もおっしゃるように県のそれに合わせて新エネルギーの計画、戦略を練っていくべきではないかなというふうに私は思いますが、これ産業課も入っている、産業課の所管ですか、エネルギーは。ということなので、その辺のところ政策的なこともありますので、一般質問で1番委員に町長答えていましたけれども、ちょっと消極的な答弁に私には聞こえましたが、町長、その辺のところはどうでしょうか、これからエネルギーに関して。

委員長（高橋久一君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私は、就任以来、自分が議員のときに新エネルギー導入ビジョンもろ手を挙げて賛成してきたという経過がございました、どんどんやっぱりチャレンジしてみましようよと。まさか

福島原発事故が3.11に起こるなんて当時は想定もしていなかった、原子力は安全だというふうな形で言われていたという経過がありますけれども、もう10年以上前です。本当に風力の話は大分ありましたので、推進しましょうと言ったけれども、なかなか中身と一緒に、具体的な話まで進んでこなかったという形があったわけですが、それに限らず今ことしも一般質問でもお答えしました緑の分権改革、100%国の補助事業なものですから、手を挙げましたけれども、なかなか当ててもらえませんでした。実質的には、前年度に遊佐町はやっているのでしょうかということもあったのかもしれませんが。そんな中でいくと、新庄と鶴岡と遊佐と山形県ですか、4つが手を挙げて先進的な取り組みをしたと。

今まさにエネルギーの安定確保というのが実は国にとっては物すごく、特に電気ですか、大きな課題だと思っています。今国自体が海岸法、国土交通省の指針によりますと、海岸法基準を緩めるのだと6月30日にも国土交通省が示しております。そして、我が町でいけば国定公園の中でどのような形で活用ができるのか、人間生活のいわゆる安全とエネルギーの獲得という形は、やっぱりエリア的な問題が非常に大きな課題としてはあると思いますけれども、もう一つはただ捨てている温泉熱、これをどうにか、先ほど熱効率の話もありました。灯油を燃やすということは、化石燃料を燃やすということですから、CO₂の排出につながるわけですが、ヒートポンプで何とか半分ぐらい油の消費を落とせないものかな。特に温泉施設等については、大変な1年間の油のいわゆる燃焼量があるわけですので、それらも含めれば何とかそれをヒートポンプ、熱交換でそれを獲得できることによって大きな、財政的にも、それから実はああいう施設の維持管理についてもコスト的にも物すごく安定的に安くなるであろうと考えますので、消極的ではなくて積極的に、だけれども振興計画にないものを先取りするという形で、もう契約しましたよ、だけれども計画にはありませんでしたよという形はあってはならないだろうと思っています。やっぱり町の振興計画にのせながらそれらをしっかりと、そしてこの地で得られる自然エネルギーの保存量をしっかり視野に入れながら獲得の努力を積み重ねてまいりたいと、このように思っています。

以上であります。

委員長（高橋久一君） 3番、高橋透委員。

3番（高橋透君） 一般質問の答弁よりも一歩前進した答弁になったのかなというふうに思いますが、やはり遊佐町のこの小さな自治体のことを考えますと、何もかもできるわけではないということは、これは皆さんご承知のとおりだと思います。マイクロ水力発電とか、そういう小規模なものは多分利用は可能であろうとは思いますが、しかし遊佐町が環境に関しては全国の自治体としても先進地としてきておりますので、やはり新エネルギーに関してもエネルギーの先進地として名を上げればいいのではないかなというふうに私は思います。

エネルギーに関していえば庄内というのは、私前回の議会でもちょっと質疑、質問しましたけれども、波力発電というので鶴岡の由良沖で海明というので実験、一応成功しております。1987年にも酒田港の防波堤にケーソンを設置して、そこでも実験が成功して発電したというような、波力発電に関しては庄内が先進地であったと。その後なぜか波力発電の利用というのがなくなったわけですが、やはり先進地だということが1つあります。

今風力に関して、地上の風力発電だけでなく洋上に風力発電を設ければいろいろと環境の面でも被害が防げるというようなこともありますので、やはり風力発電とあわせて、例えば洋上に風力発電を設けることで、それとあわせて波力発電も同じ一つの施設として、風力はたしか風が強過ぎるととめなければいけないという前お話ありました。そういうときに波力でもって発電すると、補って発電するというような、そういうことを考えてもいいのではないかなと。これは、遊佐町でできる問題ではありません。ですので、それは誘致すると。そういう企業を遊佐町に誘致、遊佐町か酒田かわかりませんが、誘致してというようなことで今お話しているわけですが、誘致すれば、やはり企業誘致とかで雇用をふやすということを今遊佐町目指しているわけですが、そういう新エネルギーの施設を誘致することによってまた雇用にも結びつくというふうに考えますので、その辺のところ、町長、最近行動力が増して、あっちこちに飛んでいらっしゃるというお話もありますので、その辺のところやってみるという、そのようなお考えはありますか。

委員長（高橋久一君） 時田町長。

町長（時田博機君） 実は7月の14日、我が町で風力発電やりたいという申し入れがあった、民間会社が、大手の会社がありましたけれども、私はその時点で国がどのような施策をこのエリアで許容してくるか、エリア的な問題で、法律的な問題でそれクリアできなければ大変難しいでしょうという話は申し上げました。ただ、人間の生活自体にリスクのないような形でやっていただけるのであれば、それはよろしいのではないですかと。町としてどうでしょうかということでしたので、地域の皆さんがリスクをしっかりと管理できるという形でなら支援はしていいですよとお答え申し上げました。

ただ、山形県3区のある国会議員の事務所に私お邪魔したときに、九州大学のいわゆる海上風力もやろうよというような話もありましたけれども、物すごく大きなプロジェクトで、こんなちっちゃな町がやれるような形ではなかったという。だけれども、一生懸命、これ日本的な問題として、日本の課題として取り組んでみたいなという、そんな国会議員の先生いらっしゃいましたので、いや、すばらしい計画ですねというお話をさせていただきました。特に環境自治体会議に参加している町でございまして、我が町で全国の環境自治体会議も開催された経緯もあるわけですが、昨年の環境自治体会議のL A S—Eの検査にちょうど中央から、環境自治体会議の本部のほうから町に視察、それからL A S—Eに検証においていただいた方に、いや、こことは22年度はエネルギーのまさに新元年なのでですよという話をしました。ソーラーのお米の乾燥施設にマイクロ水力にヒートポンプのあれに風力にと言ったら、いや、全国でこんなやっているところはここしかないですよという非常にありがたいお話をいただきました。いろいろ、バイオマスではこことか、それはここという形はやっているのでしょうかけれども、あれもこれもと欲張りだという言い方はしなかったのですが、お米の主産地である遊佐にとってはソーラーのお米の乾燥施設というのはやっぱり物すごい発信の武器でしょうね、それからヒートポンプにはびっくりしていました。ああ、地下水でそんなことできるのでしょうかねということで、やって評価していただきました。これらを議会の皆さんからも、遊佐は実は全国の環境自治体会議に比べても遜色ないほどのすばらしいことやっている、まさに中央からおいいただいた皆さんからそんな評価をいただいたということでありました。私は、余り口下手でして、コマーシャル下手なのですが、やることだけはすごいですよねという評価をいただいて、非常にありがたく思ったところです。

以上です。

委員長（高橋久一君） 3番、高橋透委員。

3番（高橋透君） 波力発電に関してもことし三井造船が太平洋側に、東京都の支援を受けて今実験に入っています。来年から始まるということですので、いろいろそういう国会議員の先生にお願いしてもいいですので、そういう企業と結びつけて、ぜひ先進地である庄内に、これは山形県のこれからできる新エネルギーの戦略とも合致していますので、その辺情報を、アンテナを立ててつないでいただければというふうに思います。ここの項は、これで終わります。

ちょっと質問が生活に密着した質問になりますが、49ページの13節委託料、一般廃棄物収集業務委託料の1,824万円という、これは大体わかりますが、ここのところちょっと説明をお願いします。

委員長（高橋久一君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えをいたします。

この委託料1,800万円強については、月曜日から金曜日まで、町内各集落にごみステーションを置いて、分別をお願いをしながら搬出をしてもらっているそのごみの収集運搬業務委託料にかかるものでございます。月152万円の12カ月分ということでの金額でございます。

以上です。

委員長（高橋久一君） 3番、高橋透委員。

3番（高橋透君） これは、わかっていることでしたが、ごみ出し、一般のごみと、それから粗大ごみという、それを別にして一応収集しているわけですが、粗大ごみの定義というか、大きいのが粗大ごみなのかどうか、その辺基準があるのかどうか、その辺をお願いします。

委員長（高橋久一君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えをいたします。

この一般廃棄物収集業務につきましては、通称廃掃法と言われる廃棄物の処理及び清掃に関する法律にのっとって年間計画を町で立てる形で、粗大ごみもその一環として、通常の一般廃棄物とは分けて、年2回、春、秋、特別収集というような形で行っているわけですが、全体計画でやっているわけですが、粗大ごみの定義については廃掃法でもその他の法律でも定義はございません。では、何でそういう形で町で指定をしてやっているのかというのは、受け入れ先でありますクリーン組合のほうでの受け入れの態勢に応じた形で行っているというものでございます。

以上です。

委員長（高橋久一君） 3番、高橋透委員。

3番（高橋透君） 何でこんな話を聞いたかという、ごみを出すときに指定の袋に入れて出すわけですが、袋には大中小があります。大というのは、かなり大きな袋です。それに粗大ごみというような言われ方をしている例えばじゅうたんみたいなやつ、2畳くらいのじゅうたん、それを折り畳んで入ったので、出したけれども、それだけ置かれて袋だけ持っていかれたという、そういう話があったので、例えばじゅうたんというのがもう粗大ごみという定義で、それは一般ごみとしては収集しませんよということでそういうことになったのか、袋に入れば普通の一般ごみではないかという話をしている住民もいるので、その辺のところはどうなのでしょう。

委員長（高橋久一君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えをします。

1年を通じたごみの収集については、ごみカレンダーというものも作成をしまして、年度当初各区長さんを通して全戸に配布する形で、そのポスターといいますか、カレンダーに分別の形態、収集日、ごみ袋の仕方、袋の指定、そういったことも含めて、その中で指導、啓発というふうなことをしながら、これクリーン組合に所属する自治体のほぼ同一のルールとしてお願いをしているというものでございます。そのお願いにあっては、町で委嘱をする環境推進員でつくる連合会の皆さんとも協議の上、例えば袋に記名、お名前を書いてもらっておりますが、必ずしもこれは統一のルールではなくて、遊佐町が連合会の皆さんと申し合わせをするという形で、いわゆる遊佐町ルールとしてお願いするといった形で、そういった一つ一つの取り決めの中で町民の皆さんにお願いをしているというものでございます。

以上です。

委員長（高橋久一君） 3番、高橋透委員。

3番（高橋 透君） 具体的にごみ袋に入るものは一般ごみとして出しているのかどうなのか。例えば最近では、粗大ごみを自分でいろいろと解体して一般ごみとして出すと。ほかの自治体では、そういうふうにして一般ごみとして出すことも許容しているということも聞きますが、遊佐町の場合はどのような見解なのでしょう。

委員長（高橋久一君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えします。

何度も申し上げますけれども、必ずしもその取り決めについて、ルールについては他市町と一定ではございませんが、ほぼ統一のルールで行っております。袋に入ればいいのか悪いかという単純なお話に関しては、カーペットとか同じ粗大ごみ指定のごみでもちっちゃいものもあるわけですが、ラジカセだとか。そういったもの一応分別上粗大ごみに分類されるのですが、その辺は徹底して環境推進員さんを通してお願い、正しいごみの出し方というふうなことで、モラルに訴えていくしかないかなというふうに思っておりますが、また同じ入るという意味で分解をしてということになると、なかなかその実態が収集、運搬の段階ではつかめないということが1つ。もう分解してしまえば実態、形態としては粗大ごみという扱いにはならないかとは思いますが、その辺は町民の良心の中で、我々は常に減量というものをお願いしているわけです。3R、リデュース、リサイクル、リユースという3つの、3Rの運動もしております。粗大ごみと一口に言っても、その粗大ごみがクリーン組合に回れば資源化できるものは資源化をし、できないものは埋め立て、あるいは焼却というような形で、とにかくコストのかからないような取り組み、全体の中でのルールづけというふうなことでございますので、その辺のご理解も町民の皆さんからしていただいてということになろうかと思えます。

以上です。

委員長（高橋久一君） 3番、高橋透委員。

3番（高橋 透君） よくわからないのですが、要するにラジカセとか、そういうものというのは粗大ごみというのではなくてまた別のごみとして出しているのではないのでしょうか。私が言っているのは、焼却できるようなものです。例えば机とかなんとかというのを切断して、最近とても切れるのこぎ

りというのが出ていて、それで切断してコンパクトにまとめてごみに出せますよというような、そういう何か広告宣伝をしているということなので、それに対して住民がそれで遊佐町はいいのですかということなので、その辺のところを答えていただかないと私もアドバイスができないということなのですが。

委員長（高橋久一君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えいたします。

分解、切断をしていいか悪いか、うちのほうで1点1点その内容に応じてこれまでも問い合わせがあれば答えてきました。例えば木製の机を分解をして、たしか1メートルでしたか、1メートル大の大きさでこん包を2カ所してもらって出してもらえれば、それはそれで一般廃棄物として出していただくということで了解せざるを得ないのかなとは思いますが、あえてそのことをそれがいいから、そのように出さないというようなことの奨励はするつもりはございません。

以上です。

委員長（高橋久一君） 3番、高橋透委員。

3番（高橋透君） よくわかりました。

それでは、次いきます。71ページの6目都市計画事業費、13節の委託料、この200万円という金額が不用額として出ておりますが、これを説明よろしくをお願いします。

委員長（高橋久一君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えをいたします。

200万円すべてが不用額として出ました。いわゆる計画行政という考えにのっとって予算化を図る前に実施計画に、振興計画に計上して、こういった形での予算化を200万円図ったわけではありますが、当初都市計画区域道路再編協議事業というふうな形で振興計画に位置づけました。その際も200万円というふうなことで計上させていただき、その計画に従いましていわゆるコンサルにお願いをするような形で、遊佐町全体の道路網図を含めた青写真を描こうという目的で当初予算に計上したものでありましたが、予定どおり実行が図られなかったということでございます。

以上です。

委員長（高橋久一君） 3番、高橋透委員。

3番（高橋透君） 都市計画事業に関しては、先ほども町長お話ありましたけれども、都市計画税の停止という形になっております。都市計画事業は、計画税がなくてもできるということなのだと思いますが、都市計画事業の策定というか、そういうものは始まっているのでしょうか。

委員長（高橋久一君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えをいたします。

これまでも過去の議会で何度か都市計画事業のあり方についてご議論をされ、また遊佐町の都市計画指定の歴史も含めて、経過も含めて一般質問等の中でその辺の説明をさせていただいておったようでございます。その中身について、決定等のいきさつについては省略をさせていただきますが、その計画づくりの一環としまして、都市計画道路の路線網を描いてその計画の決定を見ておりますし、なかなか遅々と進まない状況の中でありまして、道路網の構想に従った実現をこれまでも求めてきたとい

うところであります。都市計画事業そのものについては、環境整備的な意味合いのものも含めて、都市計画税をもって平成19年度から21年度までは都市計画事業、認可事業としまして、町体の周辺の街区道路3路線と、それから中央公園の整備をしたといったところが最近の顕著な事業というようなことで、その他認可を受けてやってきたというのはなかったかなと、近年では少なくともなかったかなというふうに認識をしております。

以上です。

委員長（高橋久一君） 3番、高橋透委員。

3番（高橋透君） この都市計画事業というのは、やはりこれも政策的なもので、町長のほうから先ほど12番委員に対する答弁の中で、町が元町の活性化のためにやらなければいけない時期かなというような答弁ありましたので、町長、よろしくをお願いします。

委員長（高橋久一君） 時田町長。

町長（時田博機君） お答えを申し上げます。

都市計画事業としてこれは実行はなされなかったと。ただ、今町道の浮橋―鶴田線を延伸することによって、それらはまだ今完成していないのですけれども、今年度中何とかあそこ信号をつけて、動線の見通し、信号の獲得の見通しがつきましたので、それらはやっぱり道路維持改良費でまず進めてまいりたいと思っております。そして、まさに遊佐町の舞鶴地区の、そして体育館があって、生涯学習センターと図書館あって、トレーニングセンターあってというあのエリアをどうやってよそから来た人が真っすぐ入れるという形のエリアとして形成していくか、これから青写真しっかりとつくりながら進めていかなければならないと思っております。まさに住んでもらえる魅力のある町の一つにしていきたいと、そんな思いであります。

確かに道路はできました。そして、実は歩道のチェーンも、町づくり座談会、町政座談会で回っていましたが、あれは車道につく歩道としてはああいうチェーンでは道路構造令に違反するのだというご指摘をいただきながらあそこ直してきたという経緯もございましたので、そして八ツ面川というまさに町の誇りとする、そして地域の皆さんがしっかりと水環境を維持管理してくれるあのエリア、残念ながら今まで田んぼのまま、地価が高いということで手が出せないでいましたけれども、今ここ道路、うち建てるのですかという、実はちょっと痛い、だめだという方もいらっしゃるのです。あそこは、土地改良事業が入っていないので、蛍がいっぱいいるのだから、蛍いっぱいいるところ、こんなところ開発しないでというような一部の方がいらっしゃるという話も聞いていますけれども、まさに町の真ん中に、蛍も大切に保護もしなければならぬのでしょけれども、人から住んでもらえる、特に遊佐小学校の先日私運動会行ったとき、非常に残念だったのです。雨の中で残念ながら体育館での開会式でした。遊佐小学校が230人足らずの学校であってはならないであろうと思っております。やっぱり1学年2クラスぐらいの遊佐小学校にしていかなければと、そんな思いをしています。特に町のリーダー的な遊佐小の生徒数の減少にもう本当に驚愕とした思いがあります。やっぱりここには若い人、まさに遊佐の町の役場のあるところ、町の中心部に住みやすい環境を整える、こんな意味でいくと、この事業費今年度は使わなかったのですけれども、まさにいろんな都市計画等つくり上げていかなければならない直だと思ってい

ます。残念ながら22年度はほかの予算で道路はしっかりと準備しているということをご理解いただければと思っています。

委員長（高橋久一君） 3番、高橋透委員。

3番（高橋透君） 若い人に聞くと、住みたい町というのの一番というのやはり住む環境がいいということなのです。だから、遊佐町が定住政策を進めるに当たっていかに若者を定住させるかということ考えた場合には、やはり町の、特に元町が空洞化しているような状況ではなかなか若者は定着しないということがありますので、この辺も時間をかけても元町の活性化のためにやっていかなくてはならないのではないかなということをお思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今度は産業課の52ページですが、3目の農業振興費、13節の委託料、農業振興委託料の155万円、これの説明をお願いします。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

こちらの緊急雇用創出事業によりまず職員の採用ということでございます。

委員長（高橋久一君） 3番、高橋透委員。

3番（高橋透君） ちょっと無理無理でしたけれども、農業振興ということで了解しました。

農業振興ということで、農業委員会では前農業委員会の会長のときにサツマイモでもって焼酎、耕作くんというヒット作品、商品を出されました。会長わかりましたが、阿部会長のほうでこれから考えているアイデアとかありましたら、短目で結構ですので、よろしくお願いいたします。

委員長（高橋久一君） 阿部農業委員会会長。

農業委員会会長（阿部一彰君） 私が暇そうにしているということで大変お心遣いありがとうございます。

ただいま質問ありましたけれども、今まさに稲刈りが始まりました。この間水稻の放射能汚染予備調査でも検出されなかったということで一安心をしておるところであります。20日の日に本調査の結果が出るということで、まだ全部、全体的に安心できるわけではございませんけれども、まずは検出されないと願うのみでございますし、豊作であってみんなが喜べるようになればいいなと大変思っているところでもあります。ただいまのご質問については、平成21年の12月に農地法の改正がありまして、そのときに遊休農地違反転用など、農地パトロールの強化ということで農業委員の仕事が課せられたわけですが、その段階で前会長の高橋会長が西山のいわゆる耕作放棄地にサツマイモを植えようという提案をしていただきまして、その後焼酎プロジェクトということで、みんな酒飲みが多いものですから、そのときいわゆる焼酎をつくるのだということで立ち上げたわけ。そのときは、余り耕作地の条件がよくなかったようで、芋が余り豊作でなかったという関係で、21年度においては500本ほどの焼酎のでき上がりでした。去年は、農業委員会では直接芋の耕作からは手を引いて、個人の農家をお願いをしたわけです。ただ、私たちも最初に発案した以上、見守らなければいけないということで植えつけと収穫はお手伝いしております。ことししておりますけれども、新たにということは今は考えてはおりませんが、まず今まで私たちがやってきたものが、去年は2,000本ちょっとほど焼酎つくられたということで、来年と言えれば、来年の24年の3月ころになれば、今度はことしは5,000本ぐ

らいを目標にしているということですので、それらが遊佐の特産になりますように私たちも後ろから後押しをしながら協力していきたいと考えてはおります。直接この次何をするのだというような考え方は、今のいわゆる放射能問題がある程度落ちつくまでは何も考えられないような状況ですので、今のところはまずこの辺の答弁でよろしければ何とかお願いします。

委員長（高橋久一君） 3番、高橋透委員。

3番（高橋透君） 焼酎、耕作くんをこれからもバックアップしていきたいというお話でした。どうもありがとうございます。

では、ちょっと飛ばしまして教育課のほうにいきます。78ページ、3目研究所費、19節の負担金補助及び交付金の自然生活体験総合学習実践事業補助金57万円、それから地域体験学習事業補助金42万3,000円というのがありますが、これの説明をお願いいたします。

委員長（高橋久一君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原聡君） 答弁いたします。

負担金等に盛られております自然生活体験総合学習実践事業補助金57万円ですけれども、これは町内各小学校の5年生になりますけれども、宿泊体験ということで4泊5日、海浜自然の家を利用しまして、そこに入りまして、海、山、川、いわゆる野外活動を中心とした体験活動をすると、実践学習をするということでございます。それに対する補助でございます。

もう一点は、地域体験学習事業補助金ということでございますけれども、これ42万3,000円ということですが、これは遊佐中学校の活動に対する補助でございます。中学校1年生を対象とした事業でございます。海岸清掃、野外活動、あるいは町内めぐりなどの事業内容になってございまして、いわゆる地域理解を深めるということと集団生活のルールを学ぶというようなことで中学校のほうで実施している事業でございますが、それに対する補助金でございます。

委員長（高橋久一君） 3番、高橋透委員。

3番（高橋透君） この事業というのは、町長の肝いりで行われているというようなお話を聞きました。子供たちにたくましく育ててほしいというような町長の思いがあるというようなことでやられているということで、子供のときのそういう体験というのは、私もいろいろ林間学校とか吹浦小学校に泊まったという記憶がまだ鮮明にあります。やはり子供たちが大きくなったときにふるさとから出た人はふるさとを思い出すという、そういうこともありますので、それに関しては私も評価しております。

遊佐町の教育振興基本計画というのを配られました。私も読みましたが、すばらしいのではないかなと私自身は思いました。子供の場合は、元気で遊んでほしいというふうなこと言うと結構受けるわけですが、やはり学校というのは学びやということなので、学びが必要だということで、学びが1番目に出ているというのは、これは学校教育に関してはこれはよかったのではないかなと私は評価します。今回限りで佐藤教育委員長が勇退されるということなので、遊佐教育振興基本計画仕上げられて勇退されるわけですが、その辺のところ一言いただければありがたいです。

これで私の質問終わります。

委員長（高橋久一君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君）　　この予算につきましては、今課長申し上げたとおりでございますが、なかんずく体験を通して学ぶ、私は学力だと思っておりますけれども、大変大事にしたいと。実は文部科学省でも推奨しているのです。東京の武蔵野が1週間以上かけて長野とか遊佐にも来て、最近やめる流れになって、原発の理由等もありまして、なりましたけれども、大事にしている市、町はあります。そうでない市、町もあるのですけれども、武蔵野も遊佐町もそういう意味では素晴らしい教育のお金のかけ方をしているのではないかと。大体4年生、5年生の子供が親元を離れて、自分でシーツ畳んで、布団を畳んで、寝起きすると、それだけでも素晴らしい今の子供たちから見れば経験なのです。それが恵まれた海、川、山にフィールドを広げてできるということは、大変素晴らしい活動ではないかなと。そういうことで、特に生きる力言われるわけで、どんどん便利になってきているものですから、感性といいますが、美しいものは美しいと。あれ吹浦、女鹿からも、滝ノ浦もそうですけれども、夕日入るとき、そういうものを見たこともない、経験したこともない、朝日が上るのもそうですけれども、実は多いのです。そういう原体験をどんどんこういう恵まれた環境の遊佐町でさせて、そういうものを土台にして、さらに学力、いろんな学力のとらえ方ありますけれども、何か新しい指導要領になって教科書が3割厚くなったと言われますけれども、その分は3割詰め込むのだという、詰め込む量が多くなるのだという誤解が一般の方にはあるようですけれども、そうではないのです。教科書が厚くなったと同じようにいろんな体験を通して、生きた学力として働くもの、もっともっと遊佐の子供たちには、小学校も中学校も、その先も続けていただくように先生方からも学校からも頑張っていただきたいということで気合いかけていますけれども、なかなかいかないところもありますので、今後にご注目いただきたいと思えます。そういうことで、委員長、よろしいでしょうか。

委員長（高橋久一君）　　佐藤教育委員会委員長。

教育委員長（佐藤多嘉子君）　　最後ということで私のほうに白羽の矢が立ちました。

先日配られました遊佐町基本計画の構想ですけれども、私も後で最後のあいさつで述べようと思ったのですけれども、これからの厳しい時代に子供たちが自分の力でたくましく生きていけることが何よりもこれからの、遊佐町に限らず、どんな地域の子供たちも大切なことかなと思ってその基本計画を完成させました。

教育長さんが今述べたように、私たちの遊佐町の教育を見ますと、私も18年間務めさせていただきましたが、長い間遊佐町では本当に教育に対する大変な熱い思いが先人から脈々と引き継がれているのではないかなと思いました。先ほどただいま質問にありました自然生活体験というのもこの辺の庄内の地域では先んじて自然体験学習をさせたと思っておりますところ、今教育長さんがおっしゃったようにもっと上には上がいて、武蔵野市では10日間も子供たちを遠いこの遊佐町に滞在させるという、本当に広く見ればもっともっと先進的な教育があるのだなと思っております。以上でよろしいでしょうか。

3 番（高橋 透君）　　ありがとうございます。

委員長（高橋久一君）　　これで3番、高橋透委員の質問は終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高橋久一君） ないようでございますので、これをもって質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

委員長（高橋久一君） ないようでございますので、これをもって討論を終了します。

お諮りいたします。本特別委員会に審査を付託されました認第1号 平成22年度遊佐町一般会計歳入歳出決算、認第2号 平成22年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認第3号 平成22年度遊佐町老人保健特別会計歳入歳出決算、認第4号 平成22年度遊佐町簡易水道特別会計歳入歳出決算、認第5号 平成22年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、認第6号 平成22年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算、認第7号 平成22年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算、認第8号 平成22年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認第9号 平成22年度遊佐町水道事業会計決算、以上9件について、これを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（高橋久一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長は直ちに委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

（午後2時59分）

休

憩

委員長（高橋久一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時30分）

委員長（高橋久一君） 報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

小林議会事務局長。

局長（小林栄一君） 報告書案文を朗読。

委員長（高橋久一君） 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（高橋久一君） ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午後3時33分）

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

平成23年9月16日

遊佐町議会議長 三 浦 正 良 殿

決算審査特別委員会委員長 高 橋 久 一